

令和 7 年度予算案の概要 (事業別の資料集)

こどもまんなか
こども家庭庁

**こども・若者世代の視点に立った
政策推進の強化等**

令和7年度予算案 2.1億円（1.8億円）

事業の目的

- こども基本法において、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、こども施策の策定等に当たって、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務付ける規定が設けられた。こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- また、こども大綱においても「こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぷらす』）」を推進し、各府省庁が設定したテーマに加え、こども・若者が選んだテーマについても、こども・若者の意見の政策への反映を進める」とされているところである。
- このため、こども政策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を推進するよう、各府省庁やこども家庭庁が施策を進めるに当たってこども・若者から意見を聴くための仕組みを設け、多様な手法を組み合わせながら、こども・若者からの意見聴取を実施する。

事業の概要

- 政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、対面、オンライン会議、チャット、Webアンケート及び施設等に出向いて意見を聴く方法などの多様な手法を組み合わせながら、こども・若者（通称：ぷらすメンバー）から意見聴取をする。聴いた意見は、こどもの最善の利益を実現する観点から政策に反映し、フィードバックに繋げる。さらに、意見聴取に当たっては、こども・若者の意見表明をサポートするファシリテーターが参画し、アイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こども・若者が意見を言いやすい環境の下で実施する。【継続】
- こどもまんなか実行計画2024で「多くの、そして多様な意見を聴取し、政策に反映すべく、意見反映の意識や必要性の周知及び「こども若者★いけんぷらす」の広報活動をとおして、同事業に登録しているこども・若者の数を今後5年間で1万人程度とする。【こども家庭庁】」とされていることを受け、こども・若者に本事業へ登録してもらうための取組を実施する。【拡充】

【令和5年度実績】（テーマ数）27テーマ （意見聴取人数）2,650人（※延べ人数、アンケート回答件数含む）

実施主体等

【実施主体】国（一部委託）

令和7年度予算案 21百万円（11百万円）

事業の目的

- こども基本法第11条においては、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの」とされている。
- こども大綱においては、「こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等のための取組を行う。」「こどもや若者にとってより身近な施策を行う地方公共団体において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。」とされているところである。
- 本事業においては、国が地方自治体にファシリテーターを派遣し、また地方自治体において活躍するファシリテーターを養成することで、全国各地でこどもの意見聴取を行う上で必要な環境整備に資することを目的とする。

事業の概要

（1）地方自治体へのファシリテーター等派遣【継続】

こども・若者の意見反映に取り組む地方自治体を支援するため、ファシリテーター等を派遣する。ファシリテーターは、地方自治体におけるこども・若者の意見聴取に参加し、助言を行うとともに、地方自治体職員向けの研修等を実施する。

（2）国・地方自治体におけるファシリテーター養成の支援【拡充】

令和5年度調査研究で作成した「ファシリテーター養成プログラム」を活用し、こども・若者からの意見聴取にあたって活躍が期待されるファシリテーターの養成のための研修を実施する。意見聴取が全国各地で行われることを念頭に複数箇所で行う。

（3）ファシリテーター養成プログラムの充実【継続】

（2）を通じて、令和5年度調査研究において、作成した養成プログラムの一層の充実に向けて検討する。

実施主体等

【実施主体】国（一部委託）

令和7年度予算案 18百万円（14百万円）

事業の目的

- こども基本法（令和4年法律第77号）第15条において、国は、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとされており、こども基本法の趣旨・内容について、広く社会に周知することを目的とする。また、同法第9条において、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（こども大綱）を定めなければならないとされており、同様に広報活動等を通じて国民に周知を図る。

事業の概要

出張講座の開催

こどもがこども基本法及び児童の権利に関する条約について知ることができるよう、学校、放課後児童クラブ、児童館、こども食堂等において、こども家庭庁職員等による出張講座を開催する。

副教材コンテンツの制作

学校、自主学習などの教材として、こども基本法に関する及び児童の権利に関する条約に関する副教材等を制作する。

シンポジウムの開催【拡充】

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなを対象にシンポジウムを開催し、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について普及・啓発する。

児童の権利に関する条約の認知度調査等

児童の権利に関する条約の認知度調査の簡易調査を実施し、条約の効果的な普及啓発を行う。

また、児童の権利に関する条約の総括所見及び一般的意見をこども・若者にも分かりやすく紹介するための周知啓発資料を作成する。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ一部委託）

令和7年度予算案 86百万円（78百万円）

事業の目的

- こども基本法（令和4年法律第77号）第10条において、都道府県・市町村は、こども大綱を勘案して、当該自治体におけるこども施策についての計画（以下「自治体こども計画」という。）を定めるよう努めることとされている。また、当該計画は関連する他のこどもに係る計画と一体的に策定することができることとされている。
- 自治体こども計画の策定経費を支援するとともに、こども大綱が閣議決定され自治体における計画の策定が進められているところ、一体的に策定している計画の状況等について調査し、横展開を図ることにより、地域の実情に応じた自治体こども計画の策定を支援・促進する。

事業の概要

1. 自治体こども計画策定支援（現行のこども政策推進事業費補助金の一部に計上） **【拡充】**
自治体が行う、こども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定経費に対し、補助枠を拡充し支援する。（令和8年度まで集中的に支援）
2. こどもに関する計画の一体的策定・効果的な計画策定プロセスに係る好事例の横展開
こども大綱が閣議決定され自治体における計画の策定が進められているところ、一体的に作成されている計画の状況や様々な自治体規模に合わせたモデルを調査分析し、計画策定にかかる効果的なプロセスを含め、地域の実情に合わせて自治体が柔軟に作成できるよう、好事例の横展開を図ることで自治体の計画策定を支援する。

実施主体等

1. **【実施主体】** 都道府県及び市区町村 **【補助率】** 1／2
2. **【実施主体】** 国（委託）

D Xによる政策を届ける力と 現場負担の軽減

令和7年度予算案 3.7億円（1.3億円）

事業の目的

- こどもまんなか社会の実現に向けた「こども子育て支援加速化プラン」の推進にあたり、子育てに係る各種手続及び母子保健健康手帳のデジタル化、日本版DBSの導入等を始めたとしたデジタル技術の活用は急務である。一方、セキュリティ対策や中長期を考慮した戦略的な計画の策定、職員のデジタルリテラシーの向上においても、バランスよく実行することが重要であることから、業務の一部を専門技術及び知見を持つ事業者へ委託することにより、DX推進体制の強化を図る。

事業の概要

DX戦略・人材育成等体制の強化

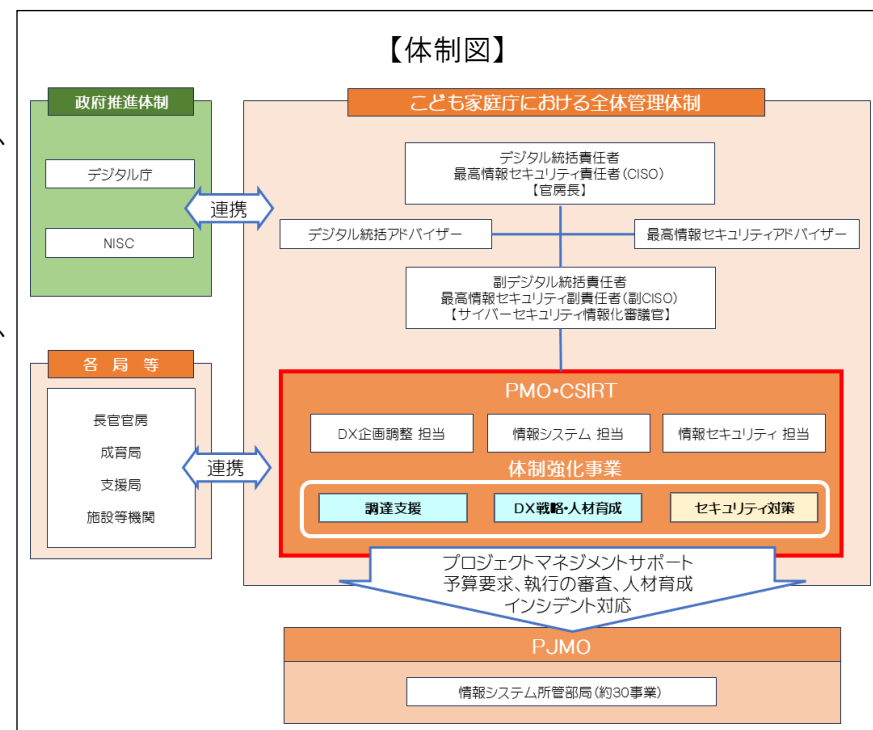
- 中長期計画の策定支援
- システムの企画立案、予算編成過程等におけるPJMO※からの相談への対応支援
- プロジェクトマネジメントサポート（進捗管理、システム・ツールの導入、品質向上、リスクヘッジ、リソースやコストの調整などの管理）
- 一元的なプロジェクト監理におけるチェックリストの予算要求段階の回答確認支援
- 予算要求を行う案件のうち、ヒアリング対象案件とする者の選定支援・ヒアリング対応、見積精査支援
- デジタル人材確保・育成計画の策定支援
- デジタル人材育成のための職員研修企画支援（研修資料作成、研修講師、理解度調査、フォローアップ支援）

調達等支援体制の強化

- 調達手続支援（調達仕様書に係る相談対応、調達仕様書案・評価基準書案の整合性確認、意見招請・入札公告等の手続支援）
- プロジェクトの執行レビュー支援（チェックリストに基づく調達仕様書の確認、PJMO※におけるセルフチェック結果の確認、助言）
- システム監査支援（監査計画の策定支援、監査実施状況の確認、助言）

セキュリティ対策体制の強化

- セキュリティインシデント対応支援
- 情報セキュリティに関する各種計画の策定及び進捗管理支援
- ポリシー及び関係規程等の策定・改定支援
- 情報システム運用継続計画の整備支援
- インシデント対処等に係る教育訓練・情報セキュリティに関する調査、注意喚起等の支援
- 情報セキュリティに関する疑義照会・相談対応



※PMO : Portfolio Management Office

※PJMO : ProJect Management Office

実施主体等

【実施主体】国

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 障害児通所支援事業所において、ICTを活用したこども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、こどもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、こどもを預けている保護者の不安解消を図る。

事業の概要

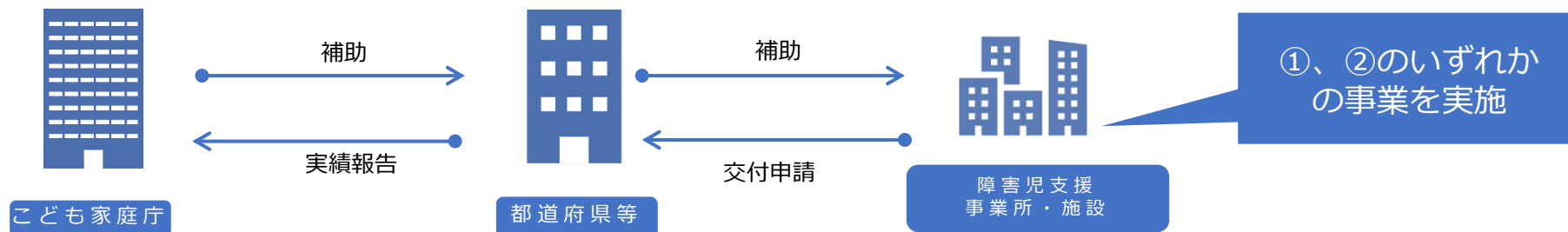
- こどもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

① ICTを活用したこどもの見守り支援事業

- ・ ICTを活用したこどもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等の導入

② 登降園管理システム支援事業

- ・ 適切な登降園管理を行うためのシステムの導入



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】（①及び②）国3/5、都道府県・指定都市・中核市 1/5、事業者1/5

【補助基準額】

- ① 1施設又は事業所あたり 200千円
- ②（端末購入を行わない場合） 1施設又は事業所あたり 200千円
（端末購入を行う場合） 1事業所あたり 700千円

<情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費> 令和7年度予算案 0.65億円（0.65億円）

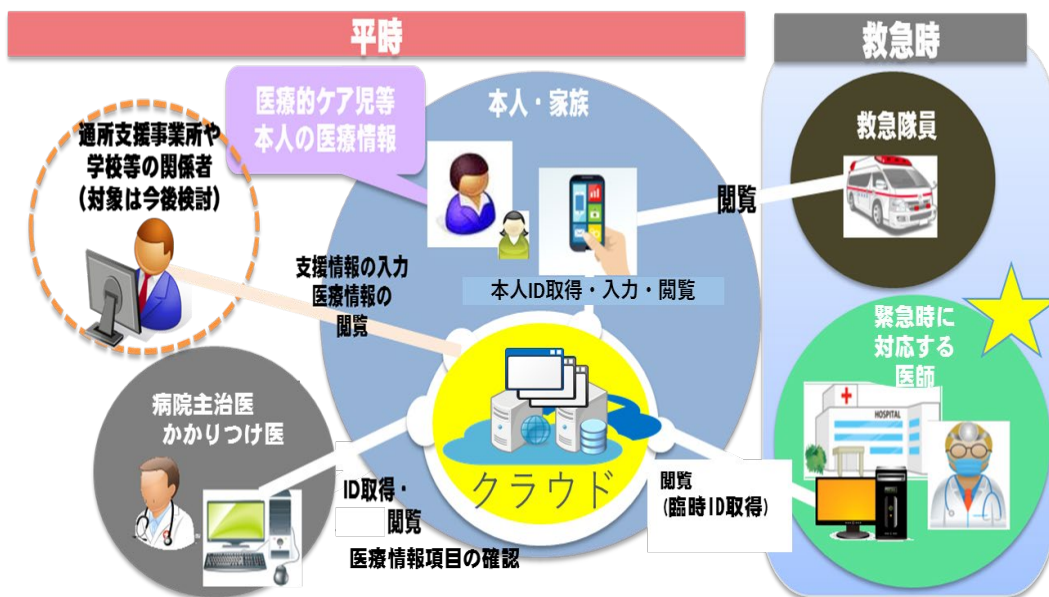
事業の目的

- 医療的ケアが必要な児童等（以下「医療的ケア児等」という。）が救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、かかりつけ医以外の医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにする。

事業の概要

- 医療的ケア児等の医療情報を、かかりつけ医以外の医師と共有するための「医療的ケア児等医療情報共有システム」（MEIS）について、運用・保守を行う。

※ MEIS : **M**edical **E**mergency **I**nformation **S**hareの略称



【基本情報画面】

The screenshot shows the 'MEIS 医療的ケア児等医療情報共有システム' interface. It includes a sidebar with '基本情報' (Basic Information) and '手帳の所持' (Possession of Handbook). The main area displays '受入 太郎さんの基本情報' (Basic Information of Mr. Taro) with fields for personal and medical details. A red box highlights the '処方箋画像等を取込可能' (Can import prescription images, etc.) feature.

●入力項目

- ①基本情報
本人情報、同居家族、介護者等
- ②手帳の所持 ※ 手帳画像を取込可能
- ③緊急連絡先
5箇所まで入力可能
- ④主治医・かかりつけ医
医療機関名、担当課、医師氏名、連絡先等
- ⑤関係機関等（支援事業所等）
サービス種別、機関名称、担当者氏名、連絡先等
- ⑥常用薬 ※ 処方箋画像を取込可能
内服薬、禁忌薬等
- ⑦輸血・検査 ※ 検査画像を取込可能
輸血日、検査日、内容等
- ⑧診察情報
※ 人工呼吸器画像を取込可能
バイタルデータ、麻痺の有無、酸素投与、カニューレ詳細、人工呼吸器詳細等
- ⑨ケア情報
寝返り詳細、介助情報等

【救急サマリーのページ】

The screenshot shows the 'MEIS 医療的ケア児等医療情報共有システム' interface for the '救急サマリー' (Emergency Summary) page. It displays a table of emergency information for '受入 太郎さん' (Mr. Taro). A red box highlights the '救急サマリー' button in the top right corner.

【救急サマリーの出力イメージ】

The screenshot shows the output image of the '救急サマリー' (Emergency Summary) page. It displays a detailed summary of emergency information for '受入 太郎さん' (Mr. Taro), including personal information, medical history, and emergency contacts.

実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

令和7年度予算案 1.2億円（1.2億円）

事業の目的

- 特に小学生から中学生に対してこどもの権利利益や困ったときの相談窓口等について、一般ユーザーに対してはこども家庭庁の施策・法令・制度について、広く分かりやすく情報発信を行う。

事業の概要

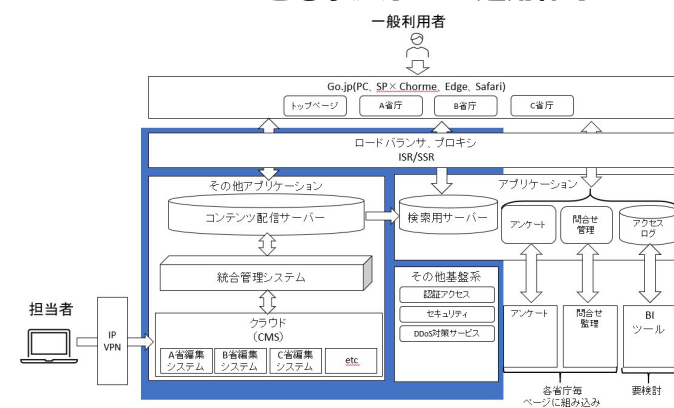
① こども向けWEBサイト運営事業

令和5年度に構築したこども向けWEBサイトについて、令和7年度も継続して、WEBサイトの更新、システム運用を実施。

② こども家庭庁公式WEBサイト（一般ユーザー向け）CMSの運用保守事業

公式WEBサイトの編集や管理を行うためのCMSの運用・保守を実施。（令和4年度にデジタル庁により政府WEBサイトの統一化・標準化の実証プロジェクトの一環としてCMSの設計を実施。令和6年度から、こども家庭庁にて運用保守を実施する形に変更。）

こども家庭庁CMS運用保守



実施主体等

【実施主体】 国

2 若い世代のライフデザインの 可能性の最大化と 社会全体の意識改革等

令和7年度予算案 84百万円（84百万円）

事業の目的

- 本経費は、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、こどもや子育て世帯に温かい社会づくりに向けた国民の理解促進、共働き・共育でのベースとなる男性の家事・育児参画の促進、若い世代の結婚や子育てに対する漠然とした不安の解消と、結婚やこどもを生み、育てることを希望した場合に、その希望がかなえられるような、結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくりの気運醸成を図ることを目的としている。
- また、令和6年7月からは大臣の下での「若い世代の描くライフデザインや出会いに関するワーキンググループ」が開催されており、若い世代のニーズを踏まえ、若い世代が安心して、気軽に、自らのライフデザインに役立つ様々な情報を収集することができるよう、若い世代自身が考案・企画し発信する、結婚や子育てなどライフデザインに関する様々な情報を、より同世代の共感を得やすい「刺さる」広報として推進していく必要がある。

事業の概要

- 若い世代によるライフデザイン等に係る広報・啓発

若い世代主体のプロジェクトチームを組成し、若い世代が抱える結婚や子育てに対する不安や課題感に対してテーマを設定し、自らが調査し様々な手法を用いて若い世代に「刺さる」効果的な情報発信を行うことを目指す。これにより、若い世代が、様々な支援制度や健康管理等について正しい知識を身に付けたり、身近なロールモデルに触れ幅広い選択肢を知ることにより、こどものいる人生をイメージできるようになったり、結婚やこどもを生み育てることを未来の選択肢としてポジティブに捉えられるようになるなど、それぞれの価値観に基づき能動的に人生を選択できるようになることを目指す。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

令和7年度予算案 10億円（10億円）

事業の目的

- 我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。令和4年に引き続き令和5年も出生数は80万人を割り込み、過去最少となり、政府の予測よりも早いペースで少子化が進んでいる。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を継続する。

事業の概要

① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組）を支援する。

（1）ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー（補助率：2/3）

結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等

- ・重点メニュー（補助率：3/4）

自治体間連携を伴う取組、若い世代の描くライフデザイン支援

結婚支援事業者との官民連携型結婚支援、AIを始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携 等

（2）結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

（3）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2）

結婚、妊娠・出産、子育て支援情報の「見える化」支援 等

- ・重点メニュー（補助率：2/3）

自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成、育児休業取得と家事・育児分担の促進 等

② 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新婚世帯を対象に家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。

- ・一般コース（補助率：1/2）

- ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円

夫婦共に39歳以下（上記世帯を除く）：30万円

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村等

**妊娠期から子育て期の
包括的な切れ目のない支援**

令和7年度予算案 816億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され、令和7年度から施行される。妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

事業の概要

改正後の子ども・子育て支援法第68条第1項に基づき、市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

【妊婦のための支援給付の内容】

<支給対象者>

日本国内に住所を有する妊婦

<支給に必要な手続・支給額>

- ・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける
⇒5万円を支給
- ・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠しているこどもの人数等の届出を行う
⇒妊娠しているこどもの人数×5万円を支給

【給付金の支給方法】

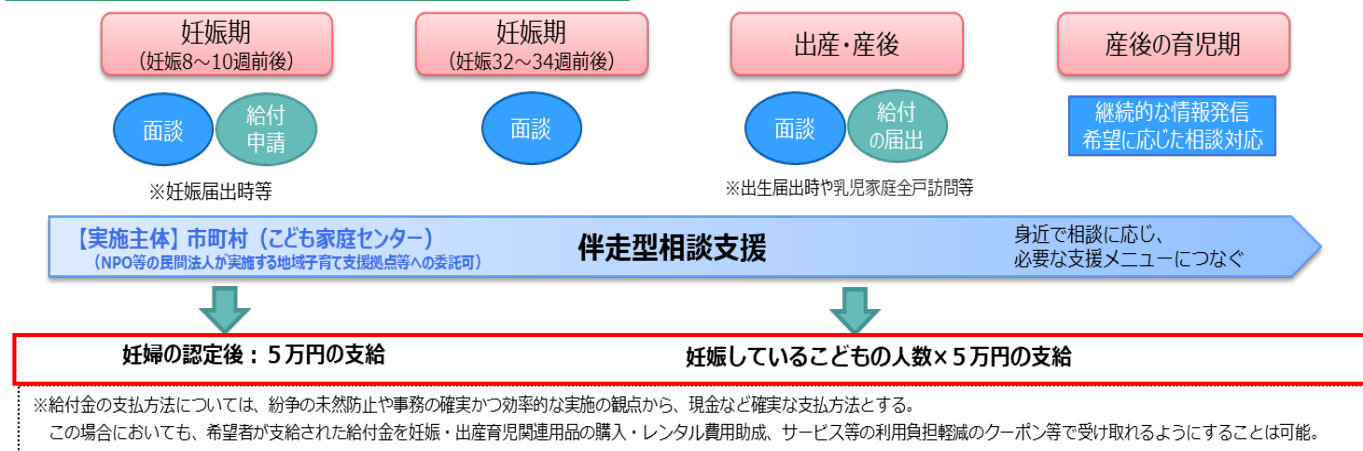
- ・現金振込等確実な支払方法
- ※希望者は、支給された給付金を市町村が実施するクーポン等の支給方法で受け取ることは可能。

妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に**妊娠しているこどもの人数×5万円**を支給する。
- 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源として**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。

妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：10/10

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数）
※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、他の事業と同様に市町村の実施の努力義務等を規定するとともに、子ども・子育て支援法第59条第1号を改正し、妊婦等包括相談支援事業を同号の事業として地域子ども・子育て支援事業に位置づけた。
- 妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

事業の概要

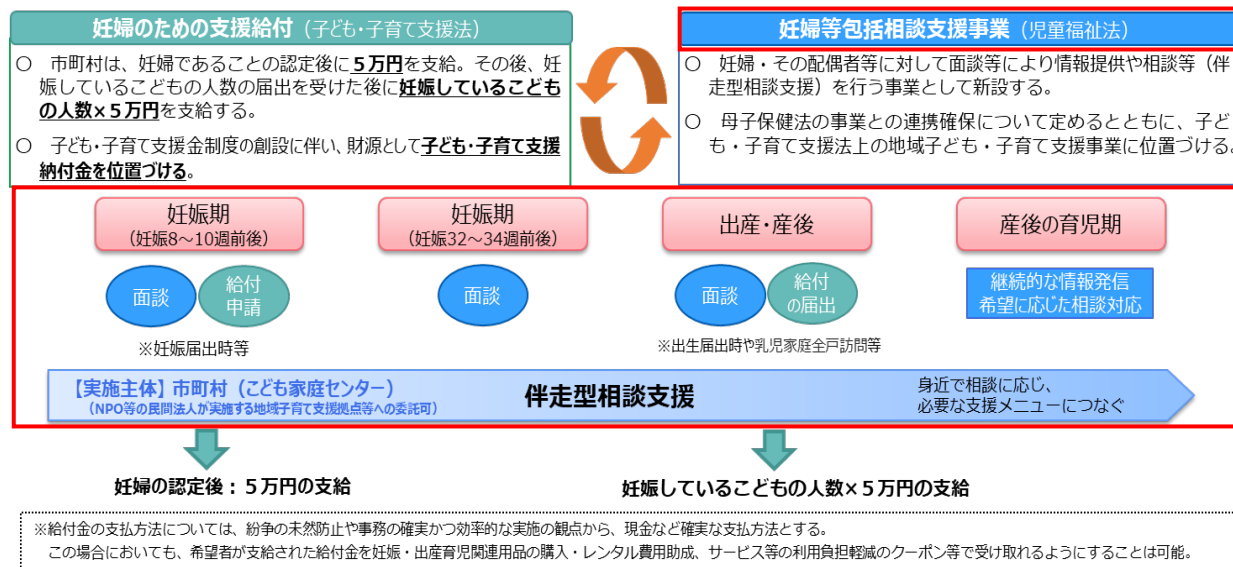
妊婦等包括相談支援事業に要する費用の補助を行うため、利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）に新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設ける。妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、こども家庭センターの面談対応件数等、業務量に応じた補助単価の設定を行う。

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【対象経費】

面談等の実施に必要な経費
（「妊婦のための支援給付」に必要な費用は除く）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1／2

（都道府県：1／4、市町村：1／4）

【補助基準額案】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

- ①700件以上：15,584千円
- ②200件以上700件未満：9,911千円
- ③200件未満：8,239千円

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。
また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。

令和7年度予算案 22億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

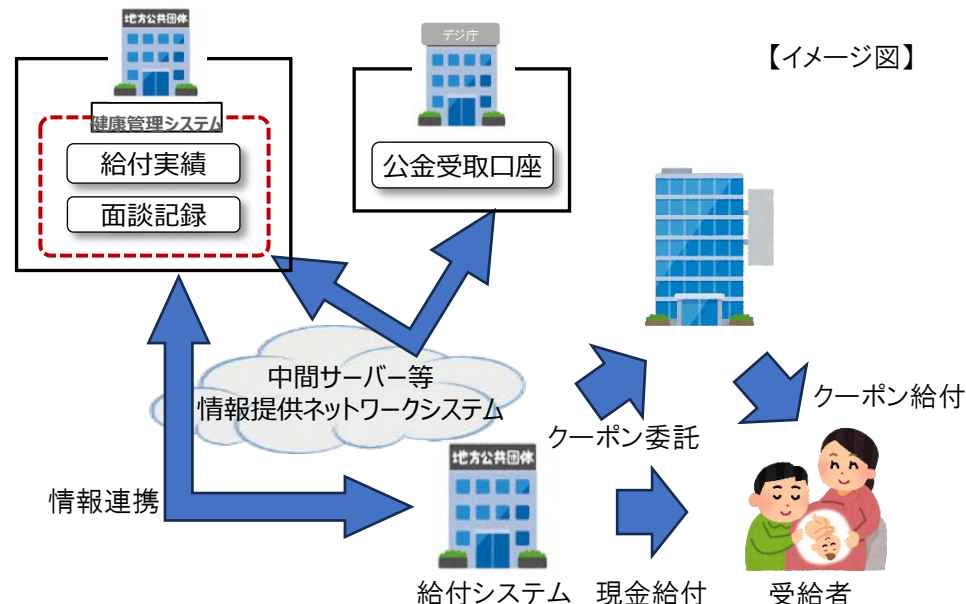
- 子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備を行い円滑な給付や運用の効率化を図る。

事業の概要

妊婦のための支援給付は現金での支給としている。その上で、希望者が支給された給付金をクーポン等で受け取ることを可能としているため、現金と併用してクーポン等での支給を実施する市町村が、現金又はクーポン等で支給するための必要な経費を補助する。

【対象経費】

- ①クーポン等の支給に係る委託経費
クーポン等での支給のためのランニングコスト（システムの保守費用、クーポン等支給のための委託費）
- ②妊婦のための支援給付のための事務費
妊婦のための支援給付のための人件費や振込手数料等の事務費
- ③自治体間情報連携に係るシステム改修費
転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費



実施主体等

【実施主体】

市町村（特別区を含む）
（①は都道府県も対象）

【補助率】

- ①国 10/10
- ②国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
- ③国 2/3 市町村 1/3

【補助基準額案】

こども家庭庁長官が必要と認めた額

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）

事業の目的

- 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内 容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- （2）「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1／2、市町村1／2）

【補助単価】

- （1）デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- （2）宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- （3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円
- ②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- （4）24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,943,600円
- （5）支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- （6）兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】
1施設あたり月額 174,200円
- （7）宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算【拡充】
1施設あたり月額 244,600円

事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付金決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

令和7年度予算案 45百万円（－百万円）

事業の目的

- 乳幼児健診をはじめとした母子保健施策については、受診率等の向上に向けて周知広報を行うなど、市町村においてさまざまな取組が行われている一方で、乳幼児健診等の母子保健サービスの享受が難しい児がいることが課題として指摘されている。たとえば、発達障害のため集団健診会場に行くことが困難な児や医療的ケア児などは、通常の集団健診（歯科健診を含む。）の受診が難しく、特別な配慮が必要な場合があると考えられる。
- そのため、乳幼児健診において、特別な配慮が必要な児に対する健診を推進するため、市町村への支援を行う。

事業の概要

- 対象
市町村が集団健診を行っている乳幼児健診について、集団健診を行うことが困難な、特別な配慮が必要な児に対して個別に対応を行っている場合
- 内容
市町村が特別な配慮が必要な児に対して、訪問健診や個別健診等の個別対応を実施した場合にかかる、通常の健診費用からのかかり増し経費について、補助を行う。

実施主体等

【実施主体】市町村 【補助率】1/2 【補助単価】1件あたり30,000円

令和7年度予算案 5.3億円（6.7億円）

事業の目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、**都道府県**や市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

事業の概要

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| (1) 両親学級等のオンライン実施 | (2) SNSを活用したオンライン相談 |
| (3) 母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等） | (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備 |
| (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み | |

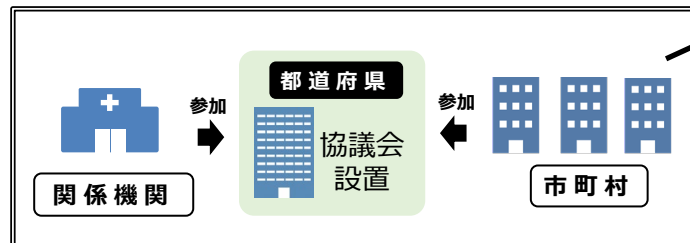
都道府県・指定都市事業

※指定都市の対象事業は、②（2）の新生児マスキング検査の精度管理に限る

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業（R5～）

(1) 成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。

(2) **新生児マスキング検査の精度管理**や、各市町村の健診等の精度管理などの支援 **（拡充）**



都道府県において、**成育医療等に関する協議会を設置**するとともに、協議会による検討・決定なども踏まえ、母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施

【協議会の検討内容（例）】

- ・都道府県、市町村の「**成育医療等に関する計画**」の策定に関する事
- ・母子保健事業に関する**実施体制の整備や委託先の確保**に関する事
- ・母子保健事業に関する**委託内容（契約金額など）の統一化**に関する事
- ・健診に係る人材確保や医療・福祉等の支援体制の広域的な調整に関する事

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【補助率】①国1／2、市町村1／2

②国1／2、都道府県、指定都市1／2

【補助単価】①6,043千円 ②（1）2,373千円 （2）10,000千円

事業実績

【実施自治体数】609自治体

（12都道府県、597市町村）

※令和5年度変更交付決定ベース

不妊症・不育症等ネットワーク支援加算 (性と健康の相談センター事業の一部)

〈性と健康の相談センター事業〉 令和7年度予算案 5.7億円の内数 (7.8億円の内数)

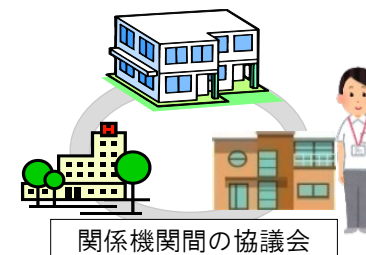
事業の目的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

事業の概要

(1) 不妊症・不育症等ネットワーク支援加算

- ① 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者で構成される協議会等の開催
- ② 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施
- ③ 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施



(2) ピア・サポート活動等への支援加算

- 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施
- ※ 事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

【補助単価案】 (1) 月額 695,000円
(2) 月額 209,000円

事業実績

【実施自治体数】 21自治体

※令和5年度変更交付決定ベース

令和7年度予算案 792億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
			○	

1 事業の目的

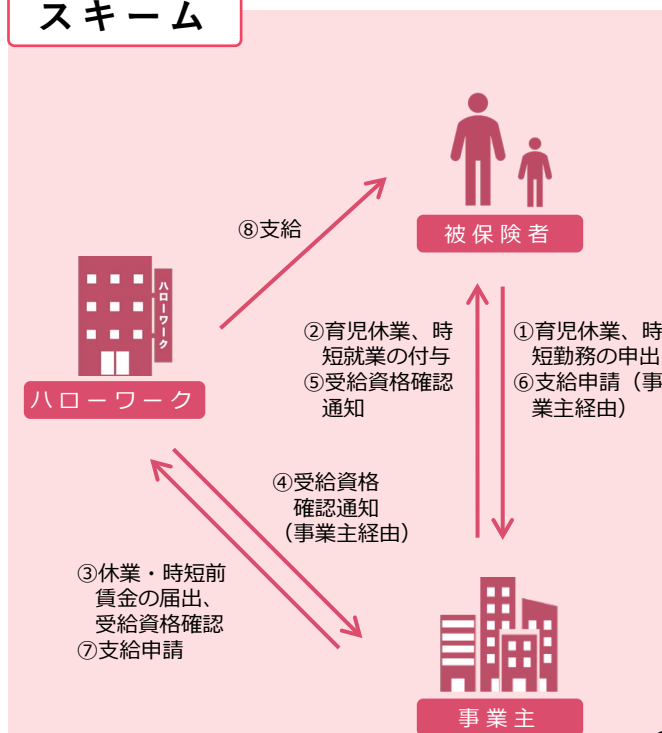
若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていくため、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」を推進する必要がある。

- 特に男性の育児休業取得の更なる促進の観点から、子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに育児休業をした場合に、現行の育児休業給付に加え、雇用保険制度において新たな給付を行う。
- 育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくなるよう、時短勤務中に賃金が低下した場合に雇用保険制度において新たな給付を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

	出生後休業支援給付金	育児時短就業給付金
支給要件	・ 休暇開始前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること ・ 被保険者が子の出生後8週間（注）以内に14日以上の子の育児休業をしたこと ・ 配偶者が子の出生後8週間（注）以内に14日以上の子の育児休業をしたこと （注）産後休業をした場合は16週間	・ 休暇開始前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること又は育児休業給付に係る育児休業から引き続き時短就業を開始したこと ・ 2歳未満の子を養育するため、週所定労働時間を短縮して就業したこと
支給額	育児休業をした日数（最大28日）×休業前賃金額の13%相当額 ※ 育児休業給付（休業前賃金額の67%相当額を支給）と合わせて80%（手取り10割）相当額となる	時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額 ※ 時短就業中の各月に支払われた賃金額が時短前の賃金額の90%超～100%未満の場合は、給付率を逡減させる
財源	子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援納付金（※）」 ※ 令和7年度は子ども・子育て支援金（支援納付金）の収納開始（令和8年度～）前のため、つなぎとして発行される子ども・子育て支援特例公債を活用	

スキーム



3 より良い子育て環境の提供

**誰でも無理なく安心して
子育てができる社会への転換**

令和7年度予算案 2兆1,666億円（1兆5,246億円）※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

事業の概要

- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、児童手当の抜本的拡充（①～④）を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童手当法を改正した。

- ①所得制限の撤廃 ②高校生年代までの支給期間の延長 ③多子加算について第3子以降3万円とする（※）
- ④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする

※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

実施主体等

支給対象	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)		所得制限	所得制限なし		
手当月額	【3歳未満】 (出生日の属する月の翌月から3歳の誕生日の属する月まで) 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 【3歳～高校生年代】 (3歳の誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の年度末まで) 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円	受給資格者	・ 監護生計要件を満たす父母等 ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等			
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施			
		支払期月	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)			
費用負担	被用者		非被用者			公務員
	3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15 地方 2/15	所属庁 10/10
	3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	所属庁 10/10
	※令和7年度は子ども・子育て支援金(支援納付金)の収納開始(令和8年度～)前のため、つなぎとして発行される子ども・子育て支援特例公債を活用					

令和7年度予算案 2,138億円（2,074億円）

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,146億円）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業の実施に必要な費用を交付する。

《対象事業》

- | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------------------|
| ① 利用者支援事業 | ⑧ 養育支援訪問事業 | ⑪ 病児保育事業（*） |
| ② 延長保育事業（*） | 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 子育て世帯訪問支援事業 | ⑬ 産後ケア事業 |
| ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 児童育成支援拠点事業 | ⑭ 乳児等通園支援事業（令和7年度限り） |
| ⑤ 放課後児童健全育成事業（*） | 親子関係形成支援事業 | |
| ⑥ 子育て短期支援事業 | ⑨ 地域子育て支援拠点事業 | |
| ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑩ 一時預かり事業 | |

※妊婦健診については地方交付税措置
*記載事業は事業主拠出金を充当

《令和7年度における主な充実の内容》

- 出産・子育て応援交付金で実施していた伴走型相談支援事業について、利用者支援事業に妊婦等包括相談支援事業型を創設して実施する。
- 地域子育て支援拠点事業について、子育て親子等がより身近な場所で交流等を行えるようにするため、専用施設での実施だけでなく、賃貸物件において事業を実施する拠点に対する賃借料補助加算を創設する。
- 一時預かり事業（幼稚園型）について、職員配置基準の改正に伴う単価の見直しを行うとともに、特別な支援を要する児童分単価の見直しを行う。
- ファミリー・サポート・センター事業について、性加害防止対策に資する取組として、講習・広報啓発等を実施した場合の加算を創設する。
- 産後ケア事業について、令和7年度から地域子ども・子育て支援事業で実施するとともに、受け入れに追加の人員配置が必要となるきょうだい、生後4か月以降の児を預かった際の加算措置や、安全対策の充実のため、宿泊型の夜間の助産師等の2人以上の人員配置についての加算措置を創設する。
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助割合】国1/3，都道府県1/3，市町村1/3 等

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

①基本型

○利用者支援

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

○地域連携

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域で必要な社会資源の開発等を行う。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

②特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

③こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

④妊婦等包括相談支援事業型 【新規】

○児童福祉法第6条の3に基づく「妊婦等包括相談支援事業」を実施するため、伴走型相談支援を行う。

《職員配置》保健師、助産師の専門職 など

妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）は、①基本型③こども家庭センター型で実施することも可能。

実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 ①～③ 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

④ 国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）

【主な補助基準額案】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型
7,991千円	2,510千円	315千円	3,346千円	※職員配置形態等により異なる	※妊娠届出受理数により異なる

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から、妊婦等包括相談支援事業型はR7から

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型	合計
R4年度	1,043	378	1,720	—	—	3,141
R5年度	1,117	382	1,742	—	—	3,241

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

I型・II型

【事業内容】

利用者の身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で、当事者の目線に立った寄り添い型の支援（利用者支援）と地域における子育て支援のネットワークに基づく支援（地域支援）を実施。

【職員配置】

実施要綱に規定する研修要件を満たす専任職員を1事業所1名以上配置

【補助要件】

I型：開所日数週5日以上

II型：開所日数週5日未満

【主な対象経費】

人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

III型

【事業内容】

保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童館など相談及び助言を行うことができる場所で、相談支援や子育て世帯への情報発信等を行い、関係機関と連携するなどこども家庭センターを補完することを想定。

【職員配置】

保育所等の既存施設・事業に配置されている職員

【補助要件】

上記職員配置で、基本型のこども家庭センター連携等加算の要件を満たす場合

【主な対象経費】

人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国2／3・都道府県1／6・市町村1／6

【主な補助基準額案】

○基本事業

基本I型	基本II型	基本III型
7,991千円	2,510千円	315千円

○加算事業（基本I型、基本II型の場合）

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,568千円	844千円	1,121千円	2,090千円	805千円	836千円	3,377千円	315千円

※夜間、休日加算等の実施については保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けていることを要件とする。

○開設準備経費 改修費等4,000千円（基本III型を除く）

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 待機児童の解消等を図るため、子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に円滑に利用できるように、主に市町村の窓口での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

- 主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

実施主体：市町村（特別区を含む）※

補助率：国2/3（都道府県1/6、市町村1/6）

実施か所数：R3年度379か所 → R4年度378か所

《令和7年度補助基準額案》

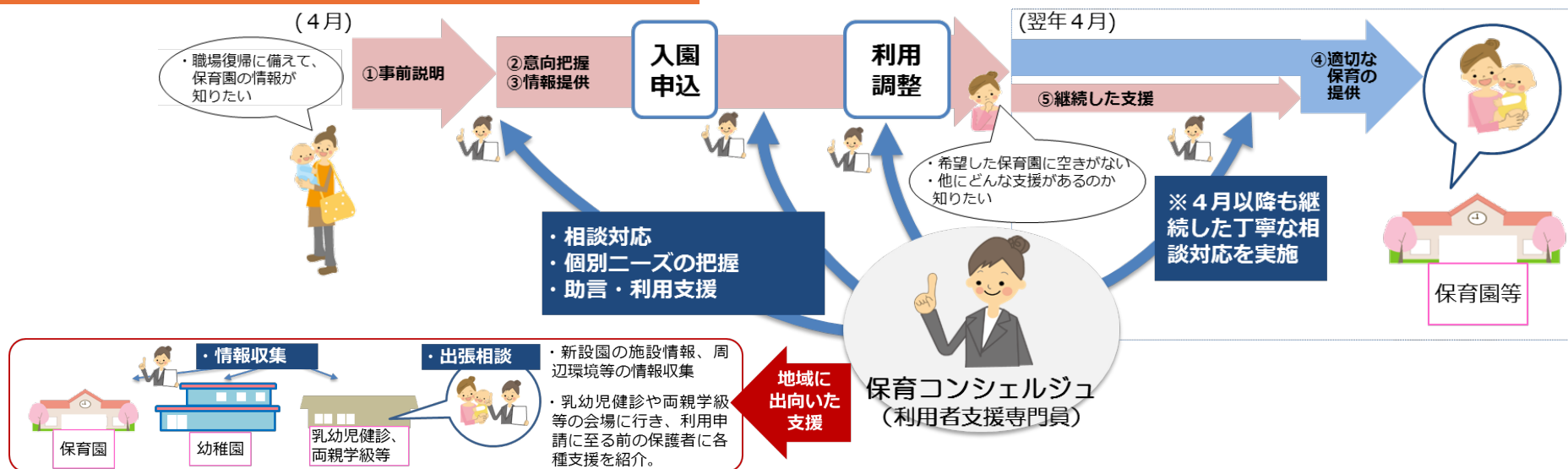
①基本分 3,346千円

②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,568千円	844千円	1,121千円	2,090千円	805千円	836千円

※保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る

事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）



＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数）
※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、他の事業と同様に市町村の実施の努力義務等を規定するとともに、子ども・子育て支援法第59条第1号を改正し、妊婦等包括相談支援事業を同号の事業として地域子ども・子育て支援事業に位置づけた。
- 妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

事業の概要

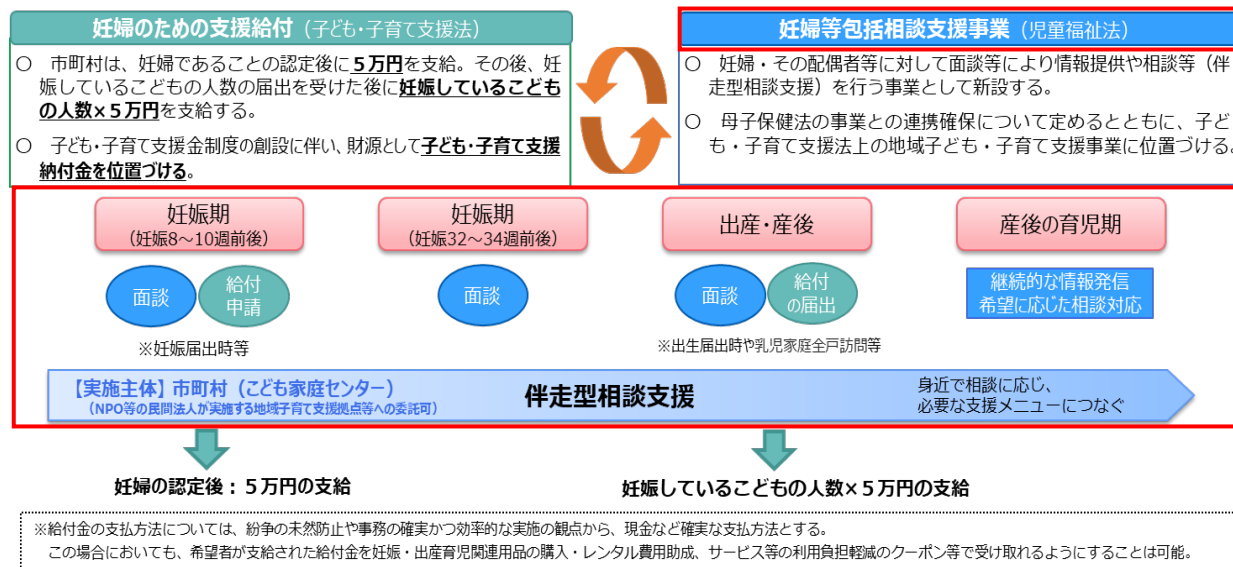
妊婦等包括相談支援事業に要する費用の補助を行うため、利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）に新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設ける。妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、こども家庭センターの面談対応件数等、業務量に応じた補助単価の設定を行う。

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【対象経費】

面談等の実施に必要な経費
（「妊婦のための支援給付」に必要な費用は除く）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1／2

（都道府県：1／4、市町村：1／4）

【補助基準額案】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

- ①700件以上：15,584千円
- ②200件以上700件未満：9,911千円
- ③200件未満：8,239千円

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。
また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 2,138億円の内数(2,074億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当(1,146億円)

事業の目的

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

(1) 一般型

標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

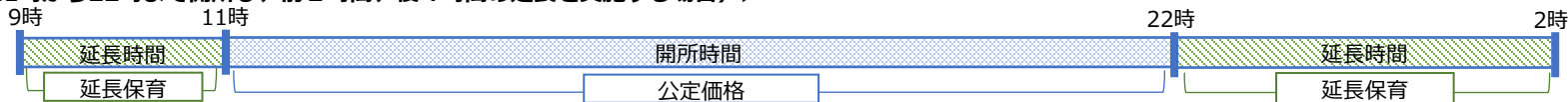
(2) 訪問型(平成27年度創設)

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等(7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合)【標準時間】>



<夜間保育所(11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合)>



「見直し内容」

- 延長保育事業を実施する職員の配置基準について、認可保育所における配置基準と同様となるよう引き上げることとし、そのために必要な補助基準額の加算により補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村(特別区含む。)

【補助率】国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和7年度補助基準額案】※括弧は夜間保育所(夜間延長分に限る)の補助基準額

① 保育短時間認定(保育所：在籍児童1人当たり年額)

1時間延長：21,200円

2時間延長：42,400円

3時間延長：63,600円

② 保育標準時間認定(保育所：1事業所当たり年額)

30分延長：600,000円

1時間延長：1,760,000円(1,988,000円)

2～3時間延長：2,761,000円(2,989,000円)

4～5時間延長：5,804,000円(5,918,000円)

6時間以上延長：6,835,000円

○ 配置基準改善加算(保育所：1事業所当たり年額)※平均対象児童数が21人以上の施設のみ

30分延長：150,000円

1時間延長：300,000円

2～3時間延長：750,000円

4～5時間延長：1,350,000円

6時間以上延長：1,950,000円

【実績】

<実施か所数>

令和2年度：28,425か所(公立6,690か所、私立21,735か所)

令和3年度：29,277か所(公立6,575か所、私立22,702か所)

令和4年度：29,535か所(公立6,427か所、私立23,108か所)

<年間実利用児童数>

令和2年度：897,348人(公立210,426人、私立686,922人)

令和3年度：893,990人(公立201,262人、私立692,728人)

令和4年度：915,022人(公立195,215人、私立719,807人)

※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化

※ こども家庭庁保育政策課調べ

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数） ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

（１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。



【対象者】次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上的の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

（２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む） 【補助率】国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【補助基準額案】以下参照

※ （ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

1 運営費

（１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 9,210円（4,200円）
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,200円（2,100円）
- 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,340円（600円）
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

（３）専従人員配置支援 1事業所当たり 6,747千円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000千円

（２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業

（ア）基本分 年間延べ日数 × 1,250円（400円）

（イ）宿泊分 年間延べ日数 × 1,250円（400円）

イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,310円（1,000円）

ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

事業の概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【一般型】公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

【連携型】児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、

子育て支援のための取組を実施

基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施 等



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

【主な補助基準額案】 ※ 開設日数等により単価が異なる

○基本事業

- ・ 一般型 6,314千円（3日～4日型、職員3名配置の場合）
9,023千円（5日型、常勤職員を配置の場合）
10,084千円（6日型、常勤職員を配置の場合）
11,154千円（7日型、常勤職員を配置の場合）
- ・ 連携型 3,348千円（5～7日型の場合）

○加算事業

- ・ 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等）
3,374千円（一般型（5日型）で実施した場合）
- ・ 地域支援加算1,646千円
- ・ 特別支援対応加算1,147千円
- ・ 育児参加促進講習休日実施加算 443千円
- ・ 賃借料補助加算2,500千円【拡充】

○開設準備経費

- （1）改修費等 4,000千円
- （2）礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
7,578	7,735	7,856	7,970	8,016

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,146億円）

事業の目的

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

事業の内容

（1）病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

（2）体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

（3）非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

【令和7年度補助単価(案)（病児対応型1か所当たり年額）】

基本分単価：8,808,000円

加算分単価：1,000,000円 ～ 38,000,000円

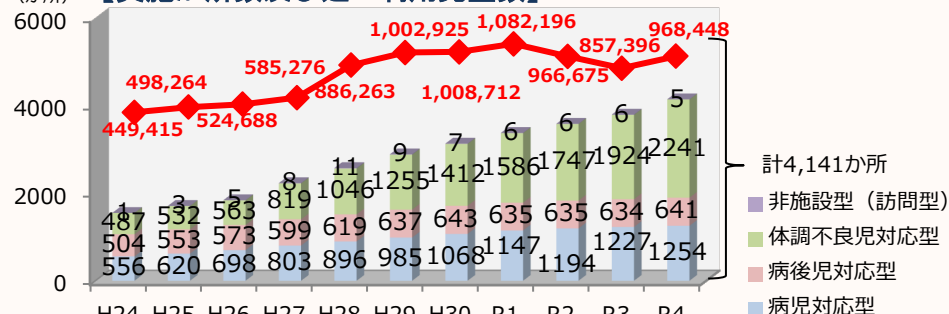
当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円

【拡充】「感染症対応加算」1,300,000円（1施設あたり）

病児保育事業について、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合において、保育士等の加配をおこなう。

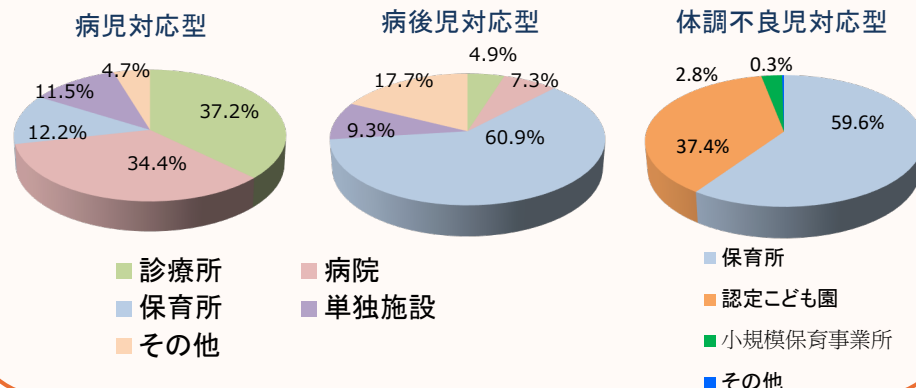


【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。
 （前年同月の延べ利用児童数を上限）

【実施場所】



＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）

事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

- （1）**一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- （2）**余裕活用型**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- （3）**幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- （4）**幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- （5）**居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

※緊急一時預かり、幼稚園型Ⅱの実施要件については、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る

【補助率】国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

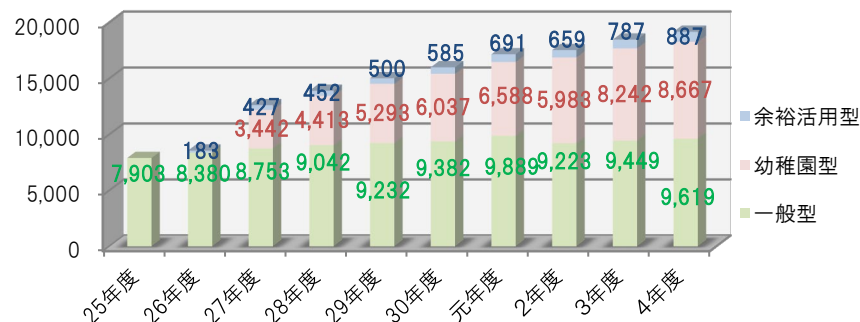
【令和7年度補助基準額（案）】（一般型基本分）：1か所あたり年額1,473千円（※）～51,272千円

（※）基本単価のベースアップを行うとともに、年間延べ利用児童数300人未満の基準額について、細分化を行う

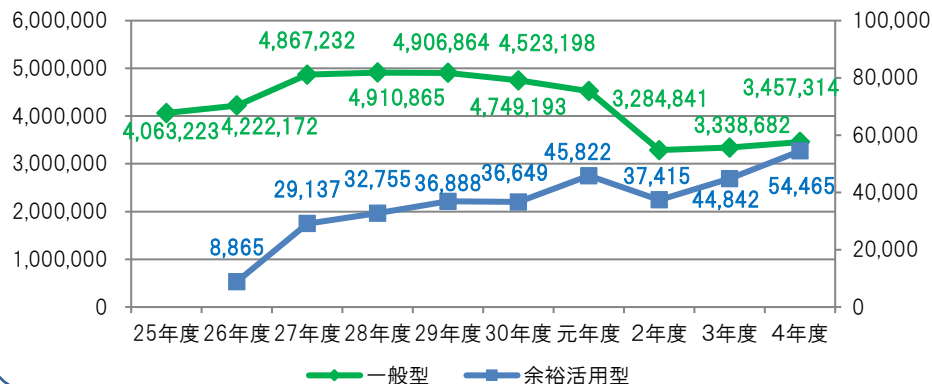
【R7拡充事項】幼稚園型Ⅰについて、職員配置基準の改善等を踏まえた単価の引上げを行う

【実績】

＜実施か所数＞



＜延べ利用児童数＞



<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

事業の概要

○主な実施要件

- ・ 会員数は20人以上
- ・ 相互援助活動中のこどもの事故に備え、補償保険への加入
- ・ こどもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・ 事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・ 提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・ 保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- ・ 保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際のこどもの預かり

○実施市町村 （令和5年度）996市町村、（令和4年度）982市町村

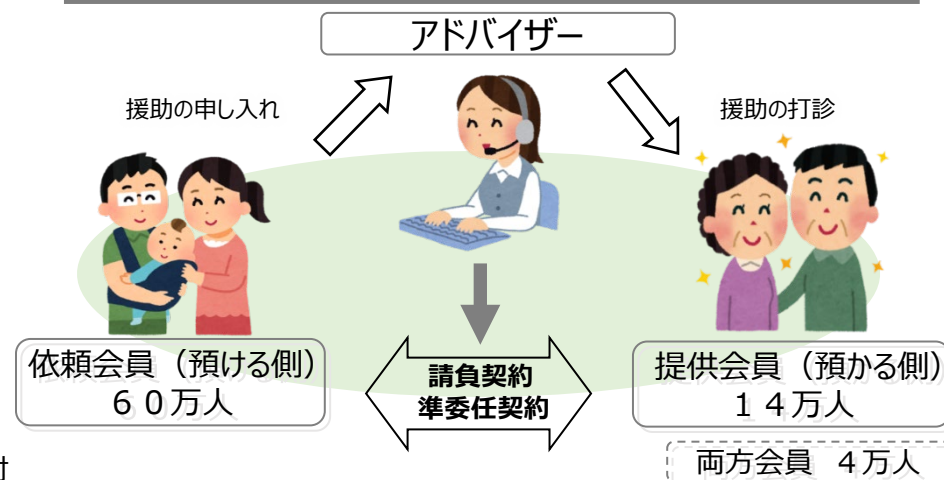
実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

【主な補助基準額案】

- 基本事業 2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 病児・緊急対応強化事業 1,800千円（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）
- 預かり手増加のための取組加算 ①1,200千円（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）
② 500千円（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数等に応じて段階的に設定）
- 提供会員の定着促進加算 500千円（提供会員になって間もない会員等を対象に、フォローアップ面談や相談体制の構築を行う場合に加算）
- ひとり親家庭等の利用支援 500千円 ○地域子育て支援拠点等との連携 1,500千円
- 性被害防止対策加算 580千円（性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施した場合に加算）【拡充】
- 開設準備経費 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

ファミリー・サポート・センター〔相互援助組織〕



<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）※()内は前年度当初予算額

事業の目的

- 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内 容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- (2) 「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1／2、市町村1／2）

【補助単価】

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円
- ②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,943,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄姉や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】
1施設あたり月額 174,200円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算【拡充】
1施設あたり月額 244,600円

事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計/ 分娩件数

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

事業の概要

【対象児童】 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない
0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、
地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター 等

【実施方法】 一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型

【単 価】 補助基準額上、月の上限を10時間とした上で、こどもの年齢に応じて、こども一人1時間
当たりの単価を設定。

加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算についても
単価を設定。

	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

実施主体等

【実施主体】
市町村（市町村が認めた者への委託可。）

【補助単価】
人口規模に応じ補助基準額の上限を設定する。
これに加え、賃借料加算（※）を設ける。
（※）1事業所当たり年額3,066千円
（令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る）

【補助割合】
国：3/4 市町村：1/4

	①乳児等通園支援事業 の実施に必要な経費	②指導監督員の雇上 げに必要な経費	合計
人口100万人以上	167,430千円	18,252千円	185,682千円
人口50万人～ 100万人未満	134,180千円	9,126千円	143,306千円
人口10万人～ 50万人未満	125,568千円	4,563千円	130,131千円
人口5万人～ 10万人未満	37,189千円	4,563千円	41,752千円
人口5万人未満	17,214千円	4,563千円	21,777千円

令和7年度予算案 1,296億円 (1,398億円)

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 1,174億円 (1,223億円)
 <子ども・子育て支援施設整備交付金> 令和7年度予算案 87億円 (143億円)
 <こども政策推進事業費補助金(放課後関係)> 令和7年度予算案 25億円の内数 (22億円の内数)
 <保育対策総合支援事業費補助金(放課後関係)> 令和7年度予算案 10億円の内数 (11億円の内数)

事業の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

（1）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費（基本分）の負担の考え方

保護者 1/2	国1/6 ※	1/3	※国(1/6)は事業主拠出金財源
	都道府県1/6	1/3	
	市町村1/6	1/3	

（2）放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

（3）放課後児童クラブ支援事業

①障害児受入推進事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助

②運営支援事業

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

③送迎支援事業

放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

（4）放課後児童支援員の処遇改善

①放課後児童支援員等処遇改善等事業

18半を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

③放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

（5）障害児受入強化推進事業

（3）の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

（6）小規模放課後児童クラブ支援事業

一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要な経費に対する補助

（7）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

（8）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

（9）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要な経費に対する補助

（10）放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

2. 施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

- 公立の場合
（高上げ前）国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3
（高上げ後）国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6
- 民立の場合
（高上げ前）国 2 / 9、都道府県 2 / 9、市町村 2 / 9、社会福祉法人等 1 / 3
（高上げ後）国 1 / 2、都道府県 1 / 8、市町村 1 / 8、社会福祉法人等 1 / 4
※国庫補助率の高上げについては、待機児童が発生している市町村等が対象。

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

こどもの居場所の確保

（1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

（2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

3. 研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

（1）放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（2）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

育成支援の内容の質の向上 ※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（2）放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センター等と連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和7年度予算における拡充内容（子ども・子育て支援交付金により実施）

① 夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援【拡充】

○放課後児童健全育成事業（運営費）

既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり 747千円（年額）

○放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業）

上記に基づく放課後児童健全育成事業を実施するために必要な開設準備経費の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり 600千円（年額）

② 長時間開所加算（平日分）の要件変更【拡充】

保育所の開所時間を踏まえ、遅い時間まで開所する放課後児童クラブを支援するため、長時間開所加算（平日分）の要件を見直し、18時半を超えて開所する場合の加算とする。

（見直し前）1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合

（見直し後）18時半を超えて開所する場合

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算案 1,174億円の内数（1,223億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童の発生状況等から、年度前半とりわけ夏季休業期間中のニーズへの対応が求められている。そのため、既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に、同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行うことにより、夏季休業期間中に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

事業の概要

（１）放課後児童健全育成事業（運営費）

既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に、同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行う。

【補助基準額案】747千円（分室に設置する1支援の単位当たり年額）

（２）放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業）

上記（１）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するために必要な開設準備経費の補助を行う。

【補助基準額案】600千円（分室に設置する1支援の単位当たり年額）

【実施イメージ】

同一市町村域内に所在する本体の事業所の管理下にある分室を設けた場合の支援。



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

令和7年度予算案 2,330億円（2,307億円） ※（）内は前年度当初予算額

※全額、事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

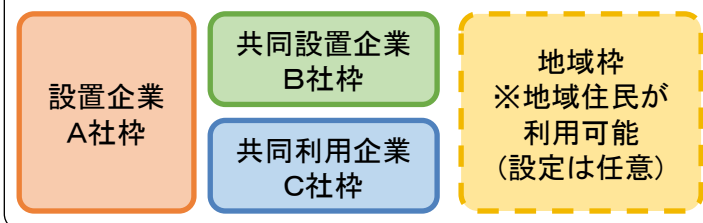
事業の概要

- 企業等が、平成28年4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- 平成28年度に制度を創設し、定員11万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところ。
- 令和3年度募集結果を受け、定員11万人を概ね確保。（令和4年度以降は新規募集及び増員なし）

【事業の特色・メリット】

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能
- 地域の子どもの受け入れも可能
- 子育てに優しい企業であるとの企業イメージが向上し、優秀な人材の採用・確保にも有効

＜施設定員の設定例＞



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

【令和5年度助成決定（令和6年3月31日時点）】
4,423施設 104,888人分

【予算額の推移】

〔単位：億円〕

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
予算額	1,309	1,697	2,016	2,269
年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
予算額	1,929	1,838	2,044	2,307

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

事業の概要

● ベビーシッター派遣事業

多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。

（補助額：2,200円/枚 利用可能枚数：児童1人につき1回2枚、1家庭当たり月24枚、年間280枚まで） ※デジタル化対応済
（利用企業が負担する割引券利用手数料：大企業8%、中小企業3%）

● ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

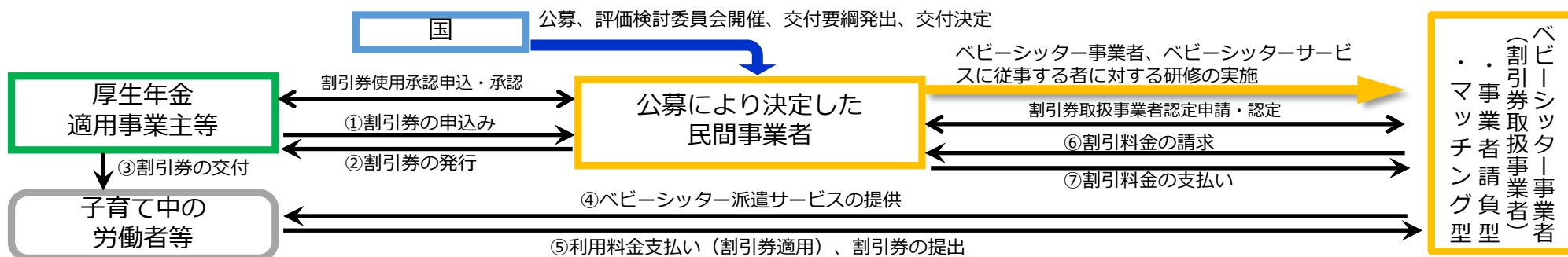
実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定） 【補助率】定額

【補助額】

- ・ベビーシッター派遣事業 事業費：1,555百万円 事務費：48百万円
- ・ベビーシッター研修事業 事業費：27百万円 事務費：21百万円

【事業の仕組み】



事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主に助成金を支給することで、企業における子ども・子育て支援環境の整備を促進し、仕事と子育ての両立に資することを目的とする。

事業の概要

- 企業からの申請により、助成金（定額）を支給。令和3年10月1日から、令和9年3月31日までの措置として実施。

※ 保育所等の運営費（0歳から2歳児）の事業主拠出金の追加拠出期間（令和7年度まで）に子育て支援環境を整備した企業等に支援を行うため、令和8年度末まで助成事業を実施する。

【対象企業】

雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、

- ・ プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定（1つの認定につき各年度助成（要申請））
- ・ くるみん認定、くるみんプラス認定〔1回の認定につき1回限り助成（認定の当年度又は翌年度に助成）〕

を取得している中小企業*（従業員300人以下規模の企業）

* 企業における子育て支援環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。

実施主体等

【実施主体、補助率】

民間団体（公募により決定）、定額

【助成額】

上限50万円/企業

（参考）

	くるみん [R5.4~R6.3]	くるみん累計
認定企業数	350企業	4,481企業

※認定企業数は大企業及び中小企業の合計数

高等教育の修学支援新制度について（令和2年4月1日より実施）※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

給付型奨学金 1,954億円 授業料等減免4,578億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分（493億円）は含まない。
国・地方の所要額 7,025億円

【支援対象となる学校種】

大学・短期大学・高等専門学校(4年、5年)・専門学校

【支援内容】①給付型奨学金の支給 ②授業料等の減免

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

（参考）「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)抜粋

Ⅲ-1.「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1.ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(4)高等教育費の負担軽減

○ 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに2024年度から多子世帯(※1)や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)に拡大する。さらに、高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、**2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償(※2)とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。**

※1 扶養される子供が3人以上の世帯(扶養する子供が3人以上いる間、第1子から支援の対象)。

※2 現行制度と同様、支援の上限は、大学の場合、授業料は国公立約54万円、私立約70万円、入学金は国公立約28万円、私立約26万円(大学以外も校種・設置者ごとに設定)とする。

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立 高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円

授業料等減免

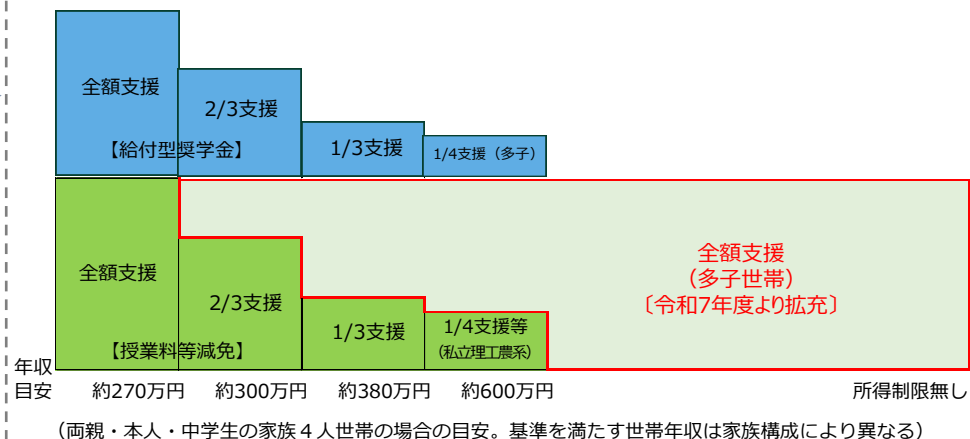
- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※給付額及び上限額は単位未満を四捨五入した数値

支援額(イメージ)



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

保育の質の向上等

事業の目的

地域の実情を踏まえつつ、自治体が中核となり、地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備のモデル開発を行い、地域ぐるみで質の高い保育を保育所等が行うことができる体制の構築を推進する。

事業の概要

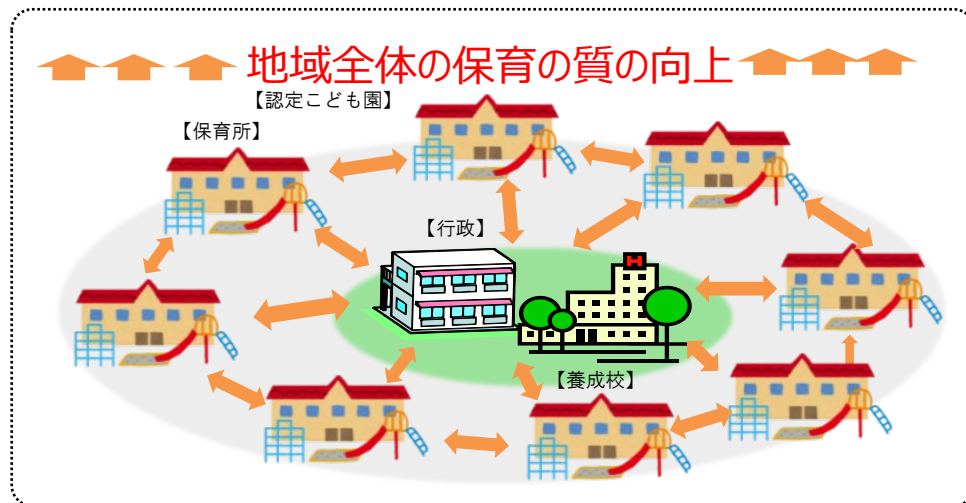
都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、地域単位で、保育内容に関する課題の把握、地域における保育実践・改善に関する指導助言、研修等の企画立案等を担う中核的機能を構築し、域内の保育所等の保育の質の確保・向上のための取組を進めつつ、持続的に地域全体で保育の質を確保・向上させるための仕組みのモデル開発を行う。

(中核的機能の例)

- 保育指導職の配置
- 幼児教育センターや大学等との連携等による保育の質の確保・向上のための地域のネットワークの形成

(想定される取組の例)

- 地域の課題を踏まえた独自の研修の実施
- 公開保育による交流の機会の創出
- 公立園の拠点化
- 法人をまたぐ施設間の職員の交流等



実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市・中核市、10万人程度以上の市町村（計6箇所程度）

【委託基準額】

都道府県等1か所当たり 800万円程度

<子ども・子育て支援体制整備総合推進事業>

令和7年度予算案 29億円の内数 (26億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るための保育士等キャリアアップ研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、保育士等の専門性の向上を図り、キャリアアップの仕組みを構築することを目的とする。

事業の概要

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき実施される研修を本事業の対象とする。

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関

【補助基準額（案）】
受講者1人当たり14千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

<子ども・子育て支援体制整備総合推進事業>

令和7年度予算案 29億円の内数（26億円の内数）
※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図るための研修等の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

事業の概要

- （1）保育の質の向上のための研修事業
保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。
- （2）保育士試験合格者に対する実技講習事業
保育士試験により保育士資格を取得した、保育所等での勤務経験がない者に対し、実技講習を実施する。
- （3）保育実習指導者に対する講習事業
保育実習指導者を対象とし、より効果的な保育実習の実施方法を習得するため、以下に掲げる内容に関する講習を行う。
 - ア 保育実習における学生への指導
 - イ 保育実習計画の策定
 - ウ 実習施設と指定保育士養成施設が連携して取り組むべき事項

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は市町村

【補助基準額（案）】

- （1）受講者1人当たり11千円
- （2）、（3）受講者1人当たり19千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県又は市町村：1／2

令和7年度予算案 36百万円 + 令和6年度補正予算額 1.4億円（36百万円）

事業の目的

- 令和5年12月、**全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめての100か月」（妊娠期から小1まで）から生涯にわたるウェルビーイング**（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上に向けて、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめての100か月の育ちビジョン）」が閣議決定された。
- 本ビジョンを社会全体の全ての人に共有し、本ビジョンを踏まえた取組を推進するため、「**1. 『はじめての100か月の育ちビジョン』の普及啓発**」「**2. 『はじめての100か月の育ちビジョン』地域コーディネーターの養成**」「**3. 『はじめての100か月』の育ちの科学的知見に関する調査研究**」を3年間で集中的に実施。
- これらの実施と相互の有機的な連携により、「はじめての100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合を80%に増加させることを目指し（令和5年度現在：約46%）、**全てのこどもの「はじめての100か月」の育ちを社会全体で支援・応援**することで、本ビジョンの実現を図る。

事業の概要

1. 「はじめての100か月の育ちビジョン」の普及啓発

① 「はじめての100か月の育ちビジョン」の効果的な広報 【令和7年度予算案】

本ビジョンの社会的な認知度の向上とビジョンを踏まえた行動の促進を図るため、「**はじめての100か月**」をテーマとしたイベントの開催や外部メディアとのタイアップなど、様々な効果的な広報を実施。

② 「はじめての100か月の育ちビジョン」の普及啓発コンテンツ作成 【令和6年度補正予算】

✓ **こども・若者**（小中高生や大学生）向けに、乳幼児の育ちや子育てに関心を持ってもらえるようなパンフレット・動画等を作成。

✓ **企業向けに**、乳幼児の育ちや子育てへの支援・応援を促すパンフレット・動画等を作成。



2. 「はじめての100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成 【令和6年度補正予算】

本ビジョンを踏まえて、「はじめての100か月」の育ちを支える環境や社会の厚みを増すことを目指し、**乳幼児やその保護者・養育者と地域の人々をつなぐ活動を行う地域コーディネーターを全国的に養成するため、各地域におけるモデル事例を創出。**

令和6年度までのモデル事例を踏まえ、自治体等においてコーディネーター研修をさらに充実させた形で実施するとともに、モデル事例の全国展開に向けた地方キャラバンの開催や事例集の周知などに取り組むことで、より多種多様な地域の実情に応じた実践事例の蓄積と横展開を図る。

3. 「はじめての100か月」の育ちの科学的知見に関する調査研究 【令和6年度補正予算】

「はじめての100か月」のこどもの育ちに関する科学的知見の充実・普及に向けて、「**こどもの誕生前から幼児期までの切れ目ない育ちの保障**」や「**乳幼児の保護者・養育者への支援・応援**」、「**地域社会と乳幼児の関わり**」等に関する調査研究を行う。

実施主体等

【実施主体】 民間企業・団体等

【委託先】 1. 民間企業等 2. 統括事業者+自治体・民間団体等10か所程度（475万円／1件） 3. 学術機関・民間企業等

令和7年度予算案 245億円 + 令和6年度補正予算額 829億円 (245億円)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・ 保育所整備事業
 - ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
 - ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
 - ・ 公立認定こども園整備事業
 - ・ 小規模保育整備事業
 - ・ 防音壁整備事業
 - ・ 防犯対策強化整備事業
 - ・ 乳児等通園支援事業

実施主体等

- 【実施主体】 (私立) 市区町村 (公立) 都道府県・市区町村
- 【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)
- 【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)
- 【補助割合】
(私立) 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受ける等の一定の要件(※)を満たす場合) *経過措置あり
※待機児童対策に係る整備費の高上げについては、財政力指数が1.0未満の市町村であって、20人以上(※小規模保育に係るものは10人以上)の定員増加に必要な整備(新設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備)に限る。
※人口減少対策に係る整備費の高上げを創設【拡充】
国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4
(公立) 原則国1／3、設置者(市区町村)2／3
※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。
- ※乳児等通園支援事業 (私立) 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4 (公立) 国2／3、設置者(市区町村)1／3

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和7年度予算案 464億円の内数 + 令和6年度補正予算額 93億円の内数（令和6年度当初予算額459億円の内数）

事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。
- これらの取組により、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 【対象事業】
（１）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 （２）小規模保育改修費等支援事業 （３）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
（４）認可化移行改修費等支援事業 （５）家庭的保育改修費等支援事業 （６）乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（R7案）】

- （１）新設または定員拡大の場合（１施設当たり）

利用（増加）定員19名以下	17,708千円
利用（増加）定員20名以上59名以下	31,874千円
利用（増加）定員60名以上	64,929千円
- 老朽化対応の場合（１施設当たり） 31,874千円
- （２）１事業所当たり：25,972千円
- （３）１施設当たり：25,972千円
- （４）１施設当たり：37,777千円
- （５）保育所で行う場合（１か所当たり）：25,972千円 保育所以外で行う場合（１か所当たり）：2,833千円
- （６）１事業所当たり ①改修費等：4,324千円 ②礼金及び賃借料（開設前月分）：600千円

- 【補助割合】（１）～（４） 国：１／２、市区町村：１／４、設置主体：１／４ （※）国：１／２、市区町村：１／２
（※）国：２／３、市区町村：１／１２、設置主体１／４ （※）国：２／３、市区町村：１／３
（５） 国：１／２、市区町村：１／２ （※）国：２／３、市区町村：１／３
（６） 国：２／３、市区町村：１／１２、設置主体１／４

※（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受ける等の一定の要件（※）を満たす場合）＊経過措置あり

※待機児童対策に係る整備費の高上げについては、財政力指数が1.0未満の市町村であって、20人以上（※小規模保育に係るものは10人以上）の定員増加に必要な整備（新設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備）に限る。

※人口減少対策に係る整備費の高上げを創設【拡充】

＊公立の場合の補助率（（２）、（６）に限る）

令和7年度予算案 1兆8,002億円 + 令和6年度補正予算額 1,150億円 (1兆6,617億円)

※費用の一部について、事業主拠出金を充当(3,760億円)

※()内は前年度当初予算額

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。
- 教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

令和7年度予算案の主な内容

- ◇ 保育所等における1歳児の職員配置を6対1から5対1へと改善を進める。
- ◇ 保育士等の処遇改善について、令和6年人事院勧告を踏まえた対応を実施。また、処遇改善等加算の一本化等を行う。
- ◇ 公定価格算定上の定員区分について、定員が小さい区分の細分化を行う。
- ◇ 定員超過減算について待機児童対策のために5年に延長していた期間を2年に見直す。
- ◇ 主任保育士専任加算の要件として、災害時における地域支援の取組を追加する。

実施主体等

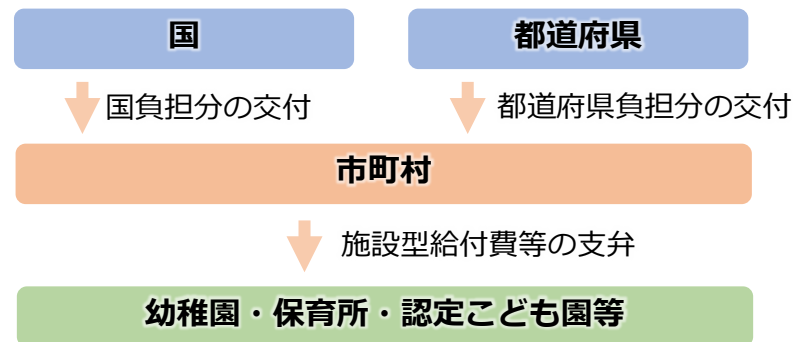
【実施主体】 市町村
【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付（私立）	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付（公私共通）	1/2	1/4	1/4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置

※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



令和7年度予算案 18億円（18億円）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

施策の内容

認可化移行運営費支援事業

認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業

幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて、保育所と同様に11時間の開園（長時間預かり保育）を行う私立幼稚園に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業

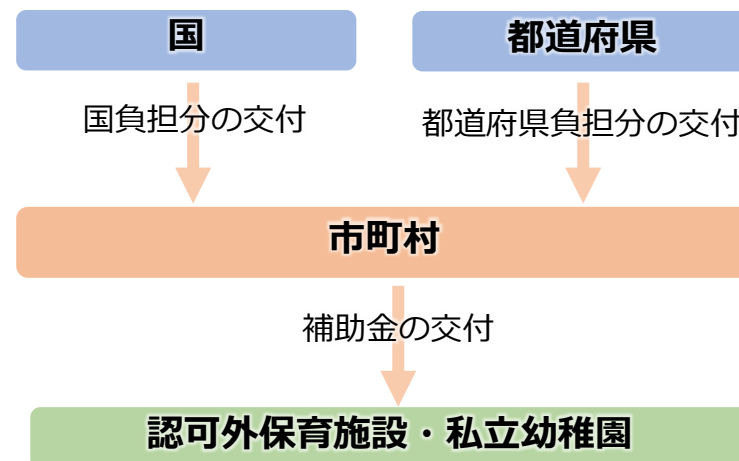
実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助率】

- 指定都市、中核市が実施する場合
国 1/2（指定都市・中核市 1/2）
- その他の市町村が実施する場合
国 1/2（都道府県 1/4・市町村 1/4、指定都市・中核市 1/2）



令和7年度予算案 914億円（987億円）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設し、市町村に対して交付金を交付する。

事業の概要

市町村は、①の支給要件を満たした子供が②の対象施設等を利用した際に要する費用を支給。

①支給要件

以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものが対象

- ・ 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

②対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である認定こども園、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設（※）、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものが対象。

（※）認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすことが必要。

ただし、令和12年3月末までの間は、都道府県知事が個別に指定する場合に限って、例外的に基準を満たした施設とみなして無償化の対象となる。

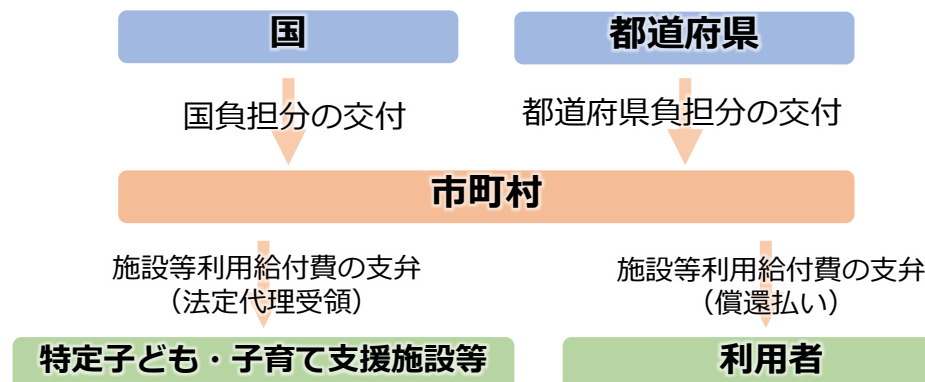
実施主体等

【実施主体】

市町村

【負担割合】

国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4（原則）



＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和7年度予算案 464億円の内数 + 令和6年度補正予算額 93億円の内数（令和6年度当初予算額459億円の内数）

事業の目的

- 保育士等保育人材の増加傾向の維持を目指し、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

事業の概要

1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)	○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事（貸付を受けた都道府県の施設）により返還を免除 ※貸付決定者数 4,581人（令和4年度実績） 【見直し】 ○ 養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とすることにより、養成施設卒業者の保育所等への就職率向上を図る。＜令和6年度補正予算＞	○貸付額（上限） ア 学 費 5万円（月額） イ 入学準備金 20万円（初回に限る） ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る） ※就職準備金のみの貸付の場合は、最終学年進級時に貸付 エ 生活費加算 4～5万円程度（月額） ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長2年間
2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※幼保連携型認定こども園対象	○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 130人（令和4年度実績）	○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間 ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間
3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)	○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,305人（令和4年度実績）	○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：1年間
4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)	○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,447人（令和4年度実績）	○貸付額(上限) 就職準備金 40万円
5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)	○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除 ※貸付決定者数 7人（令和4年度実績）	○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組や、中高校生段階から就職時期までに渡って一貫して保育士としてのキャリア選択を後押しするための組織的な取り組みを積極的に行っている養成施設に対し、就職促進及びキャリア教育等のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を図ることを目的とする。

事業の概要

保育士養成施設に対する就職促進、キャリア教育等支援のための、指定保育士養成施設が組織的に実施する以下の取組に要した費用の一部を支援する。【見直し】

- ・ 中高校生等に対する保育体験講座等の中高と連携した取り組みの実施
- ・ 学生に対する実習以外の保育現場を体験する機会の提供
- ・ 保育職の魅力を伝えるキャリア教育・教科目の実施
- ・ 保育施設と連携した大学推薦によるインターン制度 等

実施主体等

【実施主体】 都道府県

【補助基準額】 1 か所当たり年額1,047千円 【見直し】

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 464億円の内数（459億円の内数）

※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（潜在保育士）の就職や保育所等の潜在保育士活用支援等を行うとともに、保育所等に勤務する保育士が保育分野で就業を継続するために必要な相談支援を行い、また保育士の負担軽減を図る観点から保育補助者・保育支援者の確保を行う「保育士・保育所支援センター」の設置及び運営に要する費用の一部を補助する。

事業の概要

- 【主な事業内容】
 - 潜在保育士に対する取組
 - ・ 再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供のほか、保育士キャリアアドバイザーを配置し、保育所等への見学同行等の伴走支援を行う。
 - 人材バンク機能等の活用
 - ・ 保育所からの離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
 - ・ また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。
- 【事業実績】
 - 全国で72か所設置（内訳：都道府県46か所、指定都市・中核市26か所。令和5年6月時点）
 - 保育士・保育所支援センターの紹介による就職件数 4,467件（令和4年度）

实施主体等

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市
【補助割合】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
【補助基準額】 保育士・保育所支援センター運営費： 基本分 2,129千円
取組に応じた加算分 3,434千円（普及啓発経費加算）、2,090千円（養成校等との連携加算）
保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円（※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算
復職前研修実施経費：477千円、出張相談会等の離職した保育士等に対する再就職支援：6,372千円、
保育士登録簿を活用した就職促進：3,588千円、マッチングシステム導入費：7,000千円
保育士キャリアアドバイザー雇上費：200千円（月額）
※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する保育士や、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保等を図る。

事業の概要

- ①保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等や働き方の見直し等に関する助言又は指導、保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・充実を図り、働きがいが高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。
- ②保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや、保育の質の向上に関すること、働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため「保育事業者支援コンサルタント」による巡回相談を実施。
- ③放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援に向けた助言・指導等を行うため、放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置による巡回支援を実施
- ④保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナーや実践例を用いた研修会等を開催
- ⑤公開保育の実施や各施設の実践報告、実践を深めるための協議などを通じ、保育を多角的・多面的に捉え、継続的に保育について対話を重ねていくためのネットワーク会合を開催

⇒②のメニューにおいて、以下の見直しを実施

- ・ 保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回支援を補助対象とする。
- ・ 都道府県で事業を実施する場合、「保育事業者支援コンサルタント」を更にもう一人雇い上げることができるよう補助基準額を見直し。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

【補助単価】①～③ 4,064千円 (①及び②については、都道府県が実施し複数配置する場合 8,128千円)

④、⑤ 1,641千円

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

事業の概要

【対象児童】 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない
0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、
地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター 等

【実施方法】 一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型

【単 価】 補助基準額上、月の上限を10時間とした上で、こどもの年齢に応じて、こども一人1時間
当たりの単価を設定。

加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算についても
単価を設定。

	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

実施主体等

【実施主体】
市町村（市町村が認めた者への委託可。）

【補助単価】
人口規模に応じ補助基準額の上限を設定する。

これに加え、賃借料加算（※）を設ける。

（※）1事業所当たり年額3,066千円

（令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る）

【補助割合】

国：3/4 市町村：1/4

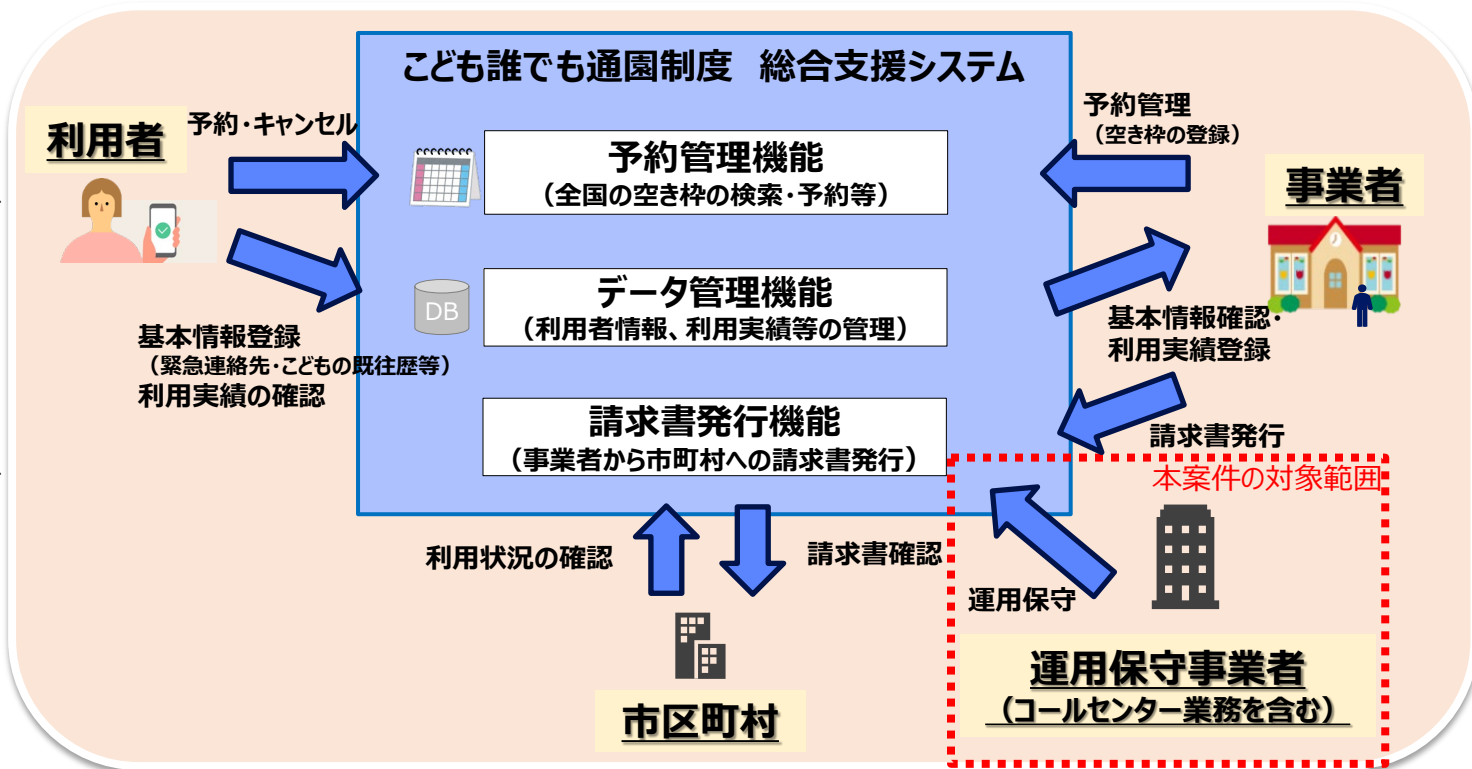
	①乳児等通園支援事業 の実施に必要な経費	②指導監督員の雇上 げに必要な経費	合計
人口100万人以上	167,430千円	18,252千円	185,682千円
人口50万人～ 100万人未満	134,180千円	9,126千円	143,306千円
人口10万人～ 50万人未満	125,568千円	4,563千円	130,131千円
人口5万人～ 10万人未満	37,189千円	4,563千円	41,752千円
人口5万人未満	17,214千円	4,563千円	21,777千円

事業の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するための新たな通園給付（こども誰でも通園制度）の創設に当たり整備する、こども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守及びコールセンターの設置を行う。

事業の概要

- 令和7年度より稼働する総合支援システムにより、
 - ・利用者は空き情報の検索や予約、
 - ・事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理、自治体への請求書発行、
 - ・市区町村は利用状況の確認や請求書の確認
 などを行うことができるようになり、その運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。
 また、併せてコールセンターについても設置する。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

こどもの安心・安全の確保

令和7年度予算案 8. 8億円（一）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

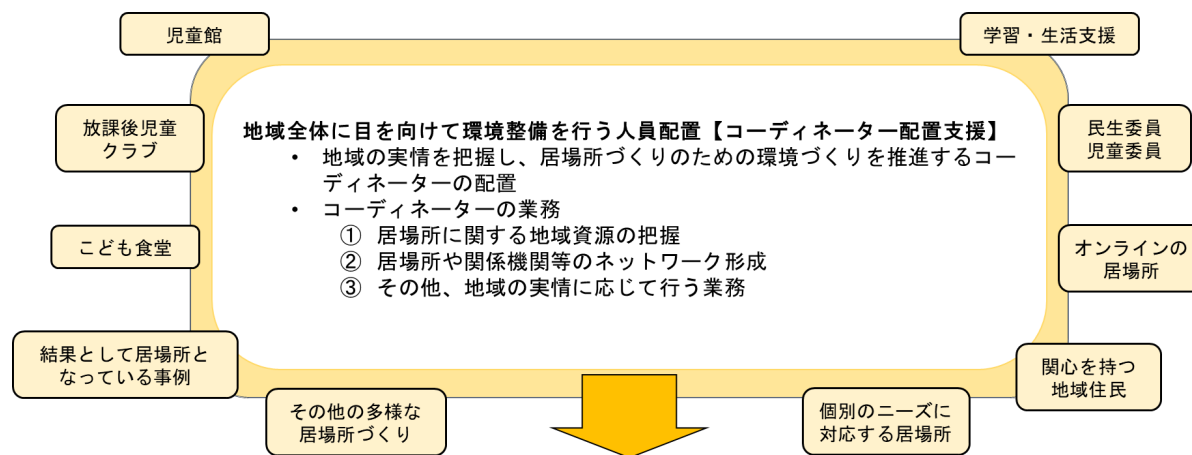
16,084千円（3名以上配置の場合）

10,848千円（2名配置の場合）

5,328千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）※()内は前年度当初予算額

事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

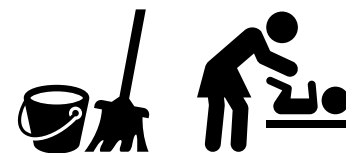
事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算あり）

1時間当たり 1,570円

1件当たり 930円

○事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円

○研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,570円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,260円、1件当たり740円

③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり940円、1件当たり560円

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数） ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

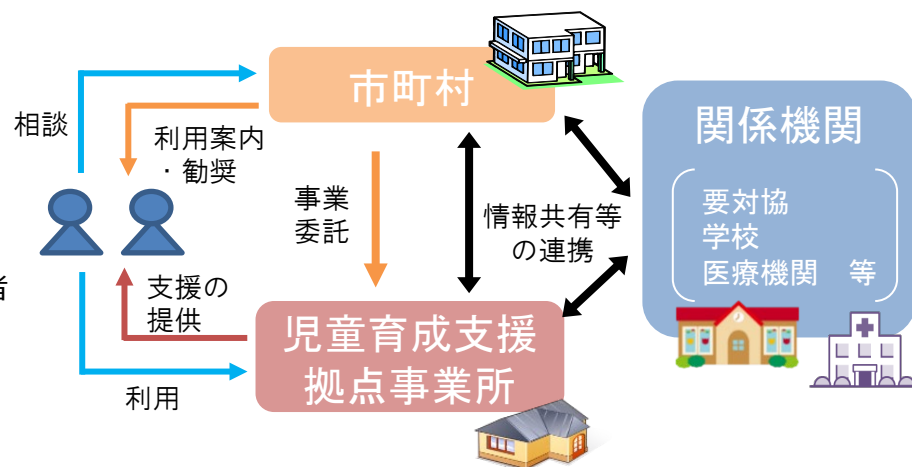
事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、
養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ②家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、
家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により
支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】 ※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる

○基本分	1事業所当たり	16,368千円（※）	○長時間開所加算	
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	（1）平日分	年間平均時間数1時間当たり 1,001千円（※）
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	（2）長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり 238千円（※）
○送迎加算	1事業所当たり	1,451千円（※）	○賃借料補助加算	1事業所当たり 3,000千円
			○開設準備経費加算	1事業所当たり 4,000千円

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数） ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）

1講座（4回分） **90,080円**

講座内の実施回数が増える場合、**22,520円**ずつ加算（※）

※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援

1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,250円
市町村民税非課税世帯	1,800円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯	1,350円

4 すべてのこどもの健やかな成長の保障

いじめ・不登校、こどもの自殺対策

令和7年度予算案 60百万円（61百万円）

事業の目的

- 近年、小中高生の自殺者数が増えており、令和5年の小中高生の自殺者数は513人と、過去最多を記録した令和4年（514人）と同程度の水準となっている。特に、中高生の自殺者数は令和2年頃に増加し、高止まりしている。
- 令和5年から「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」（議長：こども政策担当大臣）を開催し、こどもの自殺対策の強化に関する施策を「こどもの自殺対策緊急強化プラン」としてとりまとめ、関係省庁一丸となって総合的な施策を推進している。
- 本事業では、本プランに基づき、こどもの自殺対策の推進に向けた要因分析及び広報啓発活動を実施し、こどもの自殺対策の強化を図り、こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現に寄与する。

事業の概要

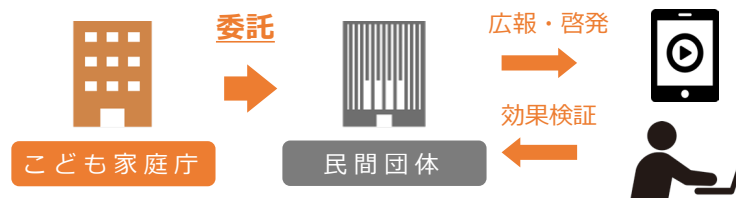
① こどもの自殺の要因分析（こども政策推進事業費補助金）

- 令和6年度に実施した多角的な要因分析（※）の結果を踏まえ、引き続き、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む。
（※）警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を用いた多角的な要因分析を行うための調査研究を実施する予定



② こどもの自殺対策の推進に資する広報啓発活動（こども政策推進事業委託費）

- 中学生や高校生を対象に、自殺予防・自殺対策について、訴求力のあるデジタルコンテンツの作成・発信等を行い、関係省庁と連携した広報啓発活動に取り組む。



実施主体等

【実施主体】民間団体 【補助率】10/10

令和6年度補正予算：4.1億円
令和7年度予算案：0.1億円（0.1億円）
※令和5年度補正予算：4.1億円（）内は前年度予算額

事業の目的

いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係省庁の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進する。

事業の概要

【(1)学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証】（令和6年度補正予算：4.1億円）

①実証地域（自治体の首長部局）での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家を活用するなど、学校における対応のほかに、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を②と連携して行う。

（開発・実証イメージ）

- ・令和6年度に未実施の地域（ブロック）や、都道府県レベルでの実証地域の拡充
- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与すること、関係部局等との連携体制を構築することを前提
- ・いじめの長期化・重大化を防止する観点から、以下のテーマ等にも重点的に取り組む
 - 学校以外の集団におけるいじめに対応するための体制構築（認知時の情報共有、指導者等への研修など）
 - 被害児童生徒・保護者支援のための体制構築
 - 加害児童生徒・保護者支援のための体制構築
 - 首長部局と警察、学校が連携し、相談内容に応じて情報共有や解消に向けた連携した対応を行うための体制構築
- ・実証地域での成果・課題を踏まえた、首長部局でのいじめ解消の仕組み導入のための手引きの作成

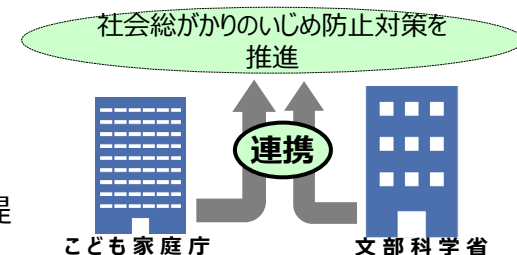
②実証地域への専門的助言や効果検証及び重大事態報告書の分析等

①の実証地域における取組への専門的助言や効果検証の伴走支援等（民間団体等に委託）

【(2)いじめ調査アドバイザーの活用】（令和7年度予算案：0.1億円）

いじめ重大事態調査については、委員の第三者性確保の課題等により調査の着手が遅れるなど問題が指摘されており、調査の第三者性確保の観点から、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門家をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対して、助言を行う。

また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の見直しにあわせ、いじめ調査アドバイザーや外部有識者を活用し、新たにいじめ重大事態調査の第三者委員となりうる専門家等に対して、研修会を実施する。



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止に資する首長部局における取組をモデル化

いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応と相まって、重大事態に至った事案の適切な対処を推進

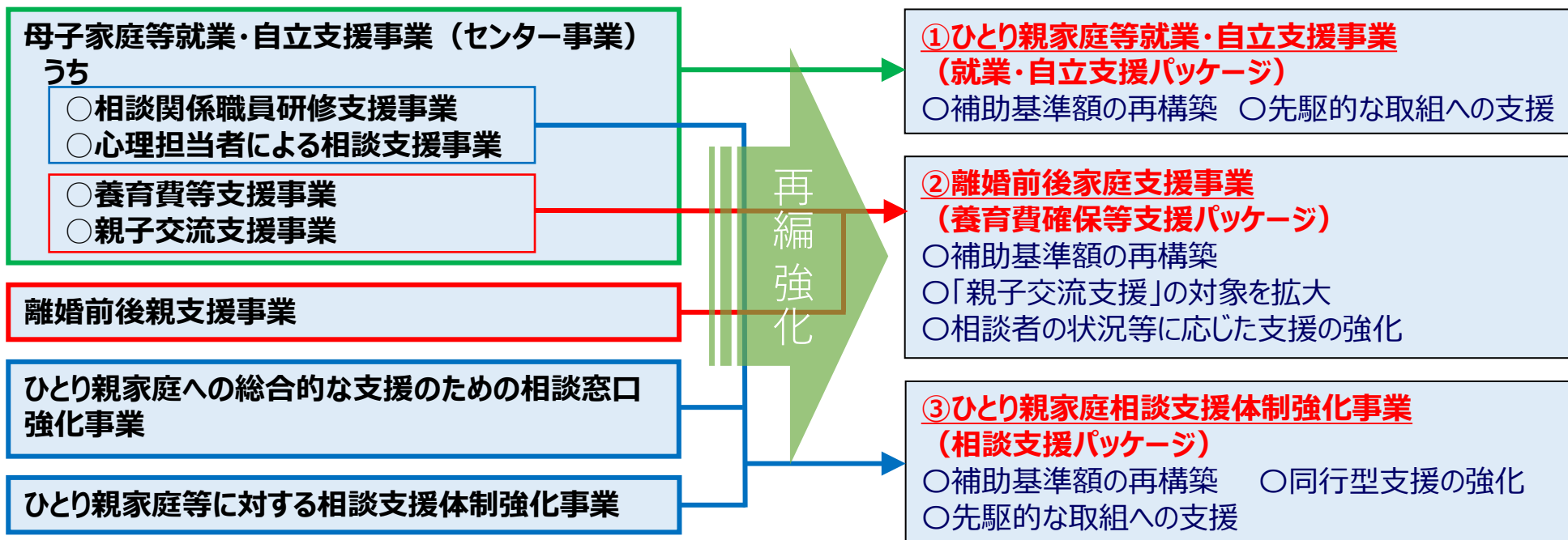
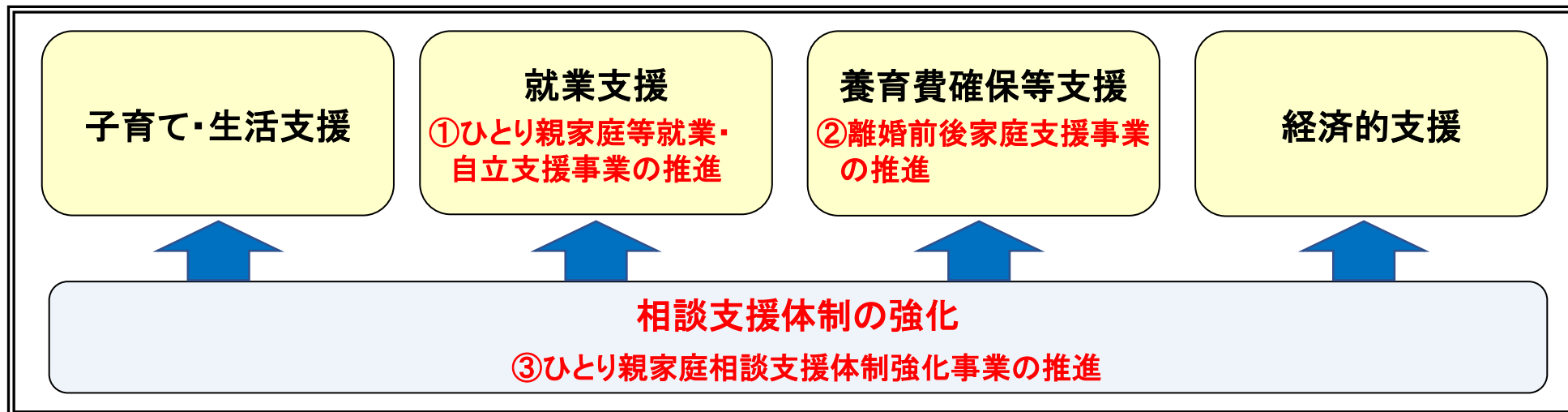
実施主体等

- (1) ①実証地域（首長部局）での開発・実証
- | | |
|---------|-------------|
| 【委託先】 | 都道府県、市区町村 |
| 【補助割合等】 | 委託費（国10/10） |
- ②実証地域への専門的助言や効果検証等
- | | |
|---------|-------------|
| 【委託先】 | 民間団体等（1団体） |
| 【補助割合等】 | 委託費（国10/10） |
| 【実施主体等】 | 国が専門家に委嘱 |
- (2) いじめ調査アドバイザーの活用

(1)①実証地域	令和6年度（R6.7月時点）	令和6年度補正予算
地域数	12ヵ所	16ヵ所
補助率等	委託費（国10/10）	委託費（国10/10）

こどもの貧困対策・ひとり親家庭の 自立促進等

○ ひとり親家庭等に対する自立支援策を当事者のニーズに応じて総合的に実施するため、子育て・生活支援や就業支援、養育費確保等の支援の再編・強化を図るとともに、相談支援体制を強化する。



＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

○母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスを提供する事業。

事業の概要

【拡充内容】

- 個々の補助メニューごとに設けていた補助単価（上限額）を撤廃する。
- 自治体の創意工夫による就業・自立支援に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

ひとり親家庭等就業・自立支援事業

①就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施 等

④在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援 等

⑦先駆的な取組（新規）

- ・①～⑥のほか、就業・自立支援に資するものとして、先駆的な取組による支援

②就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

⑤広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施 等

③就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談 等

⑥就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村

※都道府県・指定都市・中核市と一般市等の区分けを撤廃

【補助率】 国：1/2、都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村：1/2

【補助単価】 1か所あたり **43,891千円**

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

○離婚前後の家庭に対して、離婚がこどもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取り決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施する。

事業の概要

【拡充内容】

- 「親子交流支援」の実施要件について、支援対象年齢を18歳到達後の3月末まで拡充し、頻度・期間は個々のケースに応じた対応を可能とする。
- 「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。

（１）相談員の配置

親子交流支援員を含めた相談員の配置

（２）親支援講座

- ① 親支援講座 養育費や親子交流の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（３）養育費・親子交流の履行確保に資する取組

- ① 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
- ② 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携を図る。
- ③ 戸籍抄本等の書類取得補助
調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
- ④ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用等の支援を行う。
- ⑤ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための費用等の支援を行う。
- ⑥ ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用した調停に係る費用の支援を行う。
- ⑦ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ⑧ 養育費受取に係る弁護士の活用
養育費の受取に係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間）を行う。
- ⑨ 同行支援
養育費や親子交流の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を行う。
- ⑩ 親子交流支援<<拡充>>
支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引取り、相手方への引渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施
- ⑪ 先駆的な取組
①～⑩のほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

（４）相談者の状況やニーズに応じた支援<<拡充>>

「離婚前後のカウンセリング支援」（心理担当職員の配置）、「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」（通訳（人員配置、ICT機器活用等））、託児サービス、夜間・休日対応、SNSによる相談対応等、相談者の状況やニーズに応じた個別支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2

【補助単価】1自治体当たり 40,029千円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

○地方自治体の相談窓口に、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行うための「心理担当職員」や就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり等を支援することで、相談支援体制の質・量の充実に図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

事業の概要

【拡充内容】

- 伴走型の支援（同行支援やフォローアップなど）を強化するため、「同行型支援」を拡充。
- 自治体の創意工夫による相談支援体制強化に資する先駆的な取組を補助メニューに追加。

（１）心理担当者による相談支援事業

「心理担当職員」を配置し、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行う。

（２）就業支援専門員配置等事業

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

（３）集中相談事業

児童扶養手当の現況届の提出時期（８月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、女性相談支援センター職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

（４）弁護士・臨床心理士等による相談対応支援

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用

（５）補助職員配置支援

母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

（６）夜間・休日対応支援

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

（７）同行型支援＜拡充＞

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。**伴走型の支援（同行・フォローアップ）を強化するため拡充。**

（８）相談関係職員研修支援事業

「就業支援職員」等の相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等を行う。

（９）支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実に図る。

（１０）先駆的な取組（新規）

（１）～（９）のほか、相談支援体制強化に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。

相談体制の充実

専門性の向上

実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2

【補助単価】1か所当たり **27,893千円**

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円→**上限7万円**）を貸付**《拡充》**

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9／10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担（特別交付税措置）

＜母子家庭等対策総合支援事業＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- **ひとり親家庭等（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）**が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

事業の概要

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行う。
 - （1）**一時的に**生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
 - ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由
 - （2）**定期的に**生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等
（乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。）
- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅
保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など

- 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う
- 保育等のサービスは、乳幼児の保育、こどもの生活指導などを行う



実施主体等

- 【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
（事業の全部または一部を民間団体等に委託可）
- 【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【補助基準額】

1	活動費 1か所当たり	4,306千円	
2	派遣手当分 1時間当たり		
	①子育て支援		②生活援助
	（深夜、早朝以外9:00～18:00）	2,200円	（深夜、早朝以外9:00～18:00）
	（深夜、早朝）	2,750円	4,400円
	（講習会会場）	3,300円	（深夜、早朝）
	（宿泊分）	11,000円	5,500円
	（移動時間）	1,860円	（移動時間）
			1,860円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。
- 外国にルーツのあるこどもや個別支援が必要なこどもなどへの対応のため、各学習支援の場に、必要に応じて個別学習支援員を配置できるようにする。（拡充）

事業の概要

①生活指導・学習支援

地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせる実施。

- ア 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- イ 学習習慣の定着等の学習支援
- ウ 軽食の提供

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが勉強に集中できるよう、自習室を含めたスペースの確保や軽食の提供に係る費用を支援。

②長期休暇中の学習支援の追加開催

夏期や冬期などの長期休暇期間中に、①の日数を増やして実施する。

③大学等受験料支援

大学(短大)・専門学校等を受験する際の受験料を支援する。

④模擬試験受験料支援

中学生・高校生等の各ステージの受験に向けた、模擬試験の受験料を支援する。

※③及び④の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者

- ア.児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
- イ.自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども

⑤個別学習支援員の配置《拡充》

各学習支援の場に、必要に応じて個別支援員を配置するために必要な費用を支援。

【補助単価】

○生活指導・学習支援

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事務費 | 1 事業所当たり 2,902千円 |
| (2) 事業費（集合型） | 1 事業所当たり 4,960千円
(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる) |
| (3) 事業費（派遣型） | 1 回の訪問が1日の場合
11,020円(半日以内の場合 7,000円) |
| (4) 実施準備経費 | 1 事業所当たり①改修費等 4,000千円
②礼金及び賃借料(実施前分) 600千円 |
| (5) 軽食費 | 1 事業所当たり 832千円
(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる) |

○長期休暇の学習支援の費用加算

週1日：424千円、週2日：848千円、週3日以上：1,272千円 加算

○大学等受験料

高校3年生等： 1人当たり 53,000円上限

○模擬試験受験料

高校3年生等： 1人当たり 8,000円上限
中学3年生： 1人当たり 6,000円上限

○個別学習支援員

個別学習支援員 1人当たり 日額：8,040円



実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- 地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大8,502千円）
 - ※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円
- ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業（補助基準額：3,070千円）
 - ※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】（補助基準額：1,000千円）
- イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）（補助基準額：1,520千円）
 - ②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）（補助基準額：300千円）
- ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業（補助基準額：2,912千円）
- エ その他上記に類する事業
- ※ ア～エを組み合わせ実施（イは①又は②いずれかのみ）
- 要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,563千円）
 - 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用

食事の提供



体験の提供



こども用品の提供



発見

連携

支援が必要なこども

要保護児童対策地域協議会

市区町村



こども家庭センター



学校・教育委員会



市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2／3、都道府県・市区町村：1／3

**児童虐待防止・社会的養護・
ヤングケアラー支援等**

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数）

事業の目的

- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

事業の概要

※従来の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

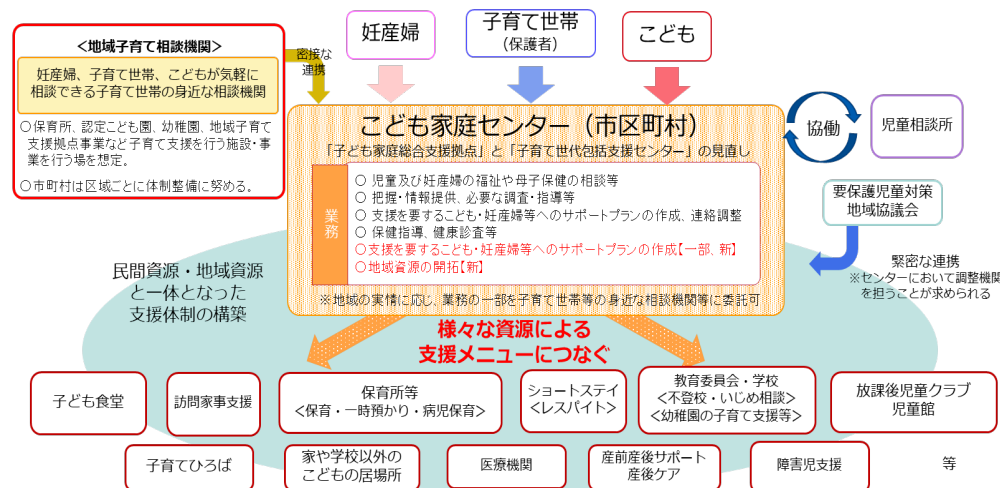
＜業務内容＞

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施

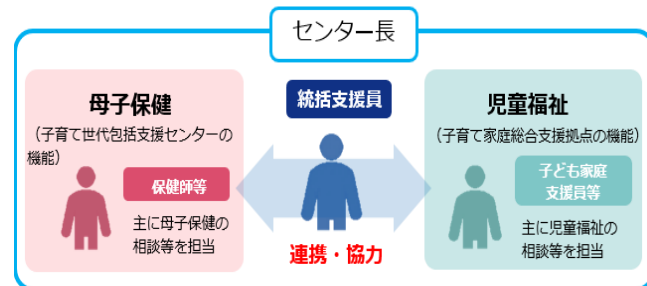
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施

- 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成

- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



＜こども家庭センターにおける一体的支援＞



実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

【補助基準額】

①統括支援員の配置

1か所当たり 6,941千円

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	15,628千円
保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	7,295千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	12,830千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	10,093千円
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	10,032千円
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）		一部委託の場合（1支援拠点当たり）	
小規模A型	4,152千円	小規模A型	10,347千円
小規模B型	10,719千円	小規模B型	16,914千円
小規模C型	17,790千円	小規模C型	23,985千円
中規模型	24,050千円	中規模型	36,441千円
大規模型	44,636千円	大規模型	69,418千円
上乗せ配置単価	2,718千円（1人当たり）	上乗せ配置単価	常勤職員 6,426千円（1人当たり） 非常勤職員 2,718千円（1人当たり）

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,718千円（1人当たり） 委託の場合 6,426千円（1人当たり）

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,718千円（1人当たり） 委託の場合 6,426千円（1人当たり）

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、こども家庭センター1か所当たり1人とする。

⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1市町村当たり 3,543千円

⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。

1か所当たり 7,678千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの要件を満たしていない場合であっても、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれの設置か所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターの要件を満たしていない場合、補助対象外となります。）

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修や勉強会等を実施した場合には加算を行う。また、令和6年度から創設されたこども家庭センターに配置する統括支援員その他の職員の研修に要する経費を補助する。

事業の概要

児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。

①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、⑦児童相談所専門性強化事業、⑧こども家庭センター専門性強化事業、⑨医療機関従事者研修、⑩研修専任コーディネーターの配置

実施主体等

【実施主体】

①～⑤、⑦、⑩：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥、⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村
⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）、特別区（児童相談所設置市除く）

【補助基準額】（1 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

① 児童福祉司任用前講習3,158千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円 ② 3,158千円
③ 2,339千円（委託の場合217千円） ④ 3,075千円 ⑤ 2,339千円（委託の場合108千円）
⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円
⑦ 1,668千円
※一時保護施設職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算
⑧ ア）組織構築・マネジメント研修 496千円、イ）統括支援員実務研修 496千円、ウ）相談支援強化研修 993千円、エ）研修参加促進費 196千円
⑨ 1,879千円 ⑩ 5,515千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、特別区、市町村：1/2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 市町村が、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る。
- こどものSOSをこども家庭センターが受け止めて必要な支援を届けるため、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等）と連携し、こどもがこども家庭センターにアクセスしやすい環境を整えるとともに、こどもの様々な困りごと・ニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、専門人材の活用を促進する。
- 学校等が把握し市町村のこども家庭センター等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

事業の概要

① 市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業

- ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。
- イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

③ 相談支援体制強化事業（仮称）（※ 令和5年度補正事業「こども家庭センターにおけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備」）

- ① こどもやこどもの関係機関の職員からの相談対応を担当するこども担当職員を配置する。
- ② 公認心理師・精神保健福祉士等の外部専門職を派遣・配置する。

④ ヤングケアラー支援事業

学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

実施主体等

【実施主体】市町村 【補助率】国：1／2、市町村：1／2

【補助基準額】①：中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円、②：1市町村当たり 交付要綱による

③：こども担当相談員の配置 1市町村当たり 2,715,000円／人（最大2名まで）

専門人材活用促進 1市町村当たり 2,982,000円

④：1市町村当たり 2,026,000円

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ **都道府県**から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）

こどもの居宅等を訪問して以下の支援を実施



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

実施主体等

【実施主体】①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

【補助率】①及び②：国2／3（市町村1／3）、③：国2／3（都道府県1／3）

【補助基準額】①：1か所当たり 8,259千円、②：1か所当たり 5,273千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（＋周知啓発加算28千円）

事業の目的

① <民間児童福祉推進助成事業費補助金>	令和7年度予算案	55百万円の内数（－百万円）
② <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>	令和7年度予算案	207億円の内数（177億円の内数）
③ <こども政策推進事業委託費>	令和7年度予算案	1.0億円（－億円）

- 児童相談所においては、これまで、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきたが、急速に人材確保を進めてきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※1。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいため、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※2。

※1 勤務年数3年未満の児童福祉司が46%、勤務年数3年未満の児童心理司が43%（いずれも令和6年4月時点）

※2 令和3年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和2年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする1か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。

（労働安全衛生調査（令和2年度）によれば、連続1か月以上休業した労働者がいた（派遣労働者含まず。）全国の事業所（全業種）の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。）

- 今後、令和5年12月に決定された新プランに基づき、更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

事業の概要

【事業内容】

①全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築

以下の取組を実施。

- ・児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護施設保育士、児童指導員）の魅力発信【採用支援】
- ・職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
- ・児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポート、心理職等によるリモートカウンセリングの実施【人材定着支援】

②児童相談所への定着支援アドバイザーの配置

各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援【人材定着支援】

③VR等を活用した研修システムの作成

全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備する。
【人材育成支援】

実施主体等

【実施主体】①：民間団体（公募により選定） ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：民間団体（委託）

【補助率】①：国10/10 ②：国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2） ③：国10/10

【補助基準額】①：28,339千円 ②：1か所当たり2,090千円 ③：1テーマ当たり50,000千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 児童相談所の各業務においては、都道府県等により異なるが、一度簡易的に作成した記録を再度システム上に手入力する業務フローが多く、業務負担が重くなる要因の一つとなっている（※）。このことはさらに、十分な休憩時間や研修等の時間の確保を困難にすることにもつながっており、職員の質の向上の妨げともなっている。
（※）令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所におけるA I ・ I C T等を活用した業務効率化に関する調査研究」において、児童相談所職員は『調査・資料作成』に最も多くの時間を費やしており、児童福祉司のみの従事時間割合は、『面接・家庭訪問』や『調査・資料作成』、『移動・移送』に多くの時間が充てられている、と指摘されている。
- また、改正児童福祉法において、市町村は令和6年度からこども家庭センターを創設することが努力義務となっており、当該センターを中核として子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備することとなるが、母子保健と児童福祉の分野横断的に支援する必要があることから、ケース記録の共有等を通じ、その相互連携を図る必要がある。
- このような、情報の入力・共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務や報告業務の負担を軽減し、労働環境の改善や相談業務等の質の向上につなげるとともに、家庭訪問やケース検討の充実にもつなげ、全体として児童相談所やこども家庭センターの業務の改善を図る。
- 令和6年度において実施する調査研究で児童相談所等におけるデジタル技術の活用状況を把握した上で、児童相談所等における業務フローを全体的に見える化し、デジタル技術の活用により効率化すべき業務プロセスを特定する。その上で、最新技術を積極的に取り入れ、業務の最適化を図ることにより、児童相談所等のDXを推進する。

事業の概要

例えば、以下の業務を可能にするデジタル技術の導入を進める。

- ① 児童相談所（都道府県等）
 - ・一時保護状請求書（仮称）の発行（※）（既存のケース記録等と連携）
 - （※）改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書（仮称）を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生することとなる。
 - ・電話・会議の文字起こし
 - ・外出先での業務環境の確保（ケース記録の閲覧等） 等
- ② こども家庭センター（市区町村）
 - ・母子保健・児童福祉両部門の効率的な情報の管理・閲覧、両部門間の情報共有や業務連携
 - ・児童相談記録システム(音声・文字認識等含む)の導入、各種住民情報等との連携機能の開発 等



実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。） ② 市区町村

【補助率】

- ① 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2 ② 国：1／2、市区町村：1／2

【補助基準額】

- ① 1自治体当たり 15,000千円 ② 1市区町村当たり 30,000千円

<児童入所施設措置費等国庫負担金>
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和7年度予算案 1,591億円の内数（1,485億円の内数）
令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 一時保護施設においても、家庭における養育環境と同様の環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの権利擁護を推進し、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供する観点から、一時保護施設の環境改善が求められている。
- 一時保護施設の環境改善に当たっては、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進など複合的に実施することで、一時保護施設が抱える諸課題に適切に対応していく。

事業の概要

（１）一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定したことに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

（２）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

（３）一時保護委託先の開拓・一時保護委託先への心理面でのサポートの実施

多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でケアを推進するため、一時保護委託先の開拓を行う職員（リクルーター）の配置に要する経費の補助を行う。また、一時保護委託先においても心理的ケア等の専門的なケアを実施できるよう、一時保護委託先を巡回してサポートを実施する職員の配置に要する経費を補助する。

（４）一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化

一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入に要する経費の補助を行う。

（５）一時保護施設における夜間対応の強化

近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国： 1 / 2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市： 1 / 2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 一時保護においても、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるようにすることが、こどもたちを守るために喫緊の課題となっている。
- このため、こどもの状況・特性に合わせた適切なケアが提供できるよう、家庭的な個別ケアを提供できる一時保護委託先の開拓や一時保護委託先の心理面でのサポートを図ることを目的とする。

事業の概要

①一時保護委託先の開拓・適切な処遇の確認

- 都道府県等は、多様な一時保護委託先を確保し、家庭的な環境におけるケアを推進する観点から、一時保護委託先の開拓を行う開拓員及び補助員を配置し、一時保護委託先の開拓を行うとともに、開拓後においても定期的に訪問し必要な支援や一時保護委託児童に対する適切な処遇が実施されているかの確認を行う。

Point

一時保護委託先の開拓に当たっては、障害・高齢関係施設や医療機関、民間事業者など児童福祉分野にとどまらず、多様な一時保護委託先の確保に努める

②一時保護委託先に対する心理面からの支援の実施

- 心理的支援訪問員を配置し、児童相談所担当児童心理司と連携の上、一時保護委託先を巡回・訪問し、一時保護委託児童及び委託先の者に対する心理面からの支援を実施する。

Point

里親、ファミリーホーム、その他民間事業者など心理職の配置がない一時保護委託先についても、定期的に心理的支援訪問員が訪問することで、適切な心理的ケアが可能

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】①委託先の開拓 1自治体当たり 基本分：6,377千円、加算分：最大2,652千円

②心理サポート 1自治体当たり：6,163千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 一時保護施設のこどもたちは通学が困難な場合も多く、また、基礎的な学力が身につけていないこどももいるなど、一人一人の習熟状況等が異なることから、ICT等を活用して、個々に応じた効果的な学習が可能な環境を整備することが必要である。
- このため、本事業を活用して、一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化を図ることを目的とする。

事業の概要

【実施方法】

- 一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度等に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入を行う。

【主な留意事項】

- 学習アプリ等の導入に当たっては、各学年やこども一人一人の習熟状況等に応じた学習が対応可能なものを選定すること。また、アプリについては定期的に更新すること。
- 導入・更新するアプリについては、必要に応じて利用するこどもの原籍校や教育委員会に意見を求める等、一時保護施設退所後を見据えた学習内容とすること。
- タブレット等端末利用時にこども個人に関する情報の入力がある場合については、利用終了時ごとにタブレット等端末から削除するなど個人情報の取り扱いについて適切な措置を講じること。 等



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】一時保護施設1か所当たり：1,000千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

一時保護施設が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

事業の概要

○ 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。

- ① 学習指導協力員：保護しているこどもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。
- ② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のあるこどもに対する心理治療を行う。
- ③ トラブル対応協力員：こどもの間でのトラブルや保護者とのトラブルの軽減等、一時保護施設内の個別対応の強化を図る。
- ④ 専門的ケア対応協力員：保護しているこどもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。
- ⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護施設等から学校に通う場合の付添を行う。なお、一時保護施設等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。
- ⑥ 夜間対応協力員：近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。
- ⑦ 権利擁護推進員：一時保護施設で生活するこどもの権利擁護のための取組（意見表明等支援事業者との連絡調整、意見箱等の導入・運用改善、一時保護施設のルールの改善の検討・提案等）を推進し、一時保護施設におけるこどもの権利擁護の強化を図る。
- ⑧ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）：個々の保護しているこどもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

実施主体等

【補助基準額】

- ・学習指導協力員以外（②～⑧）の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数
（加算分※1）児童相談所1か所当たり：1,384千円
- ・学習指導協力員（①）（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）
（加算分※2）児童相談所1か所当たり：1,431千円
 - ※1 一時保護委託付添協力員を配置し、一時保護所等から原籍校への送迎を行う場合
 - ※2 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち1名を上限として上乗せ

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図る等により児童相談所における体制の強化を図る。**さらに、令和4年改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護開始時の司法審査が導入されることから当該事務を行う職員の人件費について補助を行い、体制強化を図る。**

事業の概要

- ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、こども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。
- ② 市町村との連携強化事業
児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。
- ③ 24時間・365日体制強化事業
夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB等の非常勤の職員等を配置する。
- ④ **司法審査対応職員配置事業**
令和4年改正児童福祉法により、令和7年度より導入される一時保護開始時の司法審査事務について必要な職員を配置する。
- ⑤ 医療連携支援コーディネーター配置事業
虐待を受けて児童相談所が一時保護したこどもの中には、外傷等の治療を要するため、医療機関への一時保護委託を行う場合があり、このような場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との間におけるこどもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図るための職員等を配置する。
- ⑥ SNS等相談事業
児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者やこども本人に対するSNS等を活用した相談体制の構築を推進し、子育てに悩みを抱える者やこども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用意することにより、こども家庭相談体制の充実を図る。
- ⑦ 通訳機能強化事業
日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談支援をより円滑に行うための事業を実施する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（①～⑤：児童相談所1か所当たり、⑥⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円 ② 市町村との連携強化事業 4,212千円 ③ 24時間・365日体制強化事業 最大17,273千円

④ **司法審査対応職員配置事業 最大5,148千円** ⑤ 医療連携コーディネーター事業 4,436千円

⑥ SNS等相談事業 41,336千円 DV相談も併せて行う場合 31,636千円を加算 ⑦ 通訳機能強化事業 10,560千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

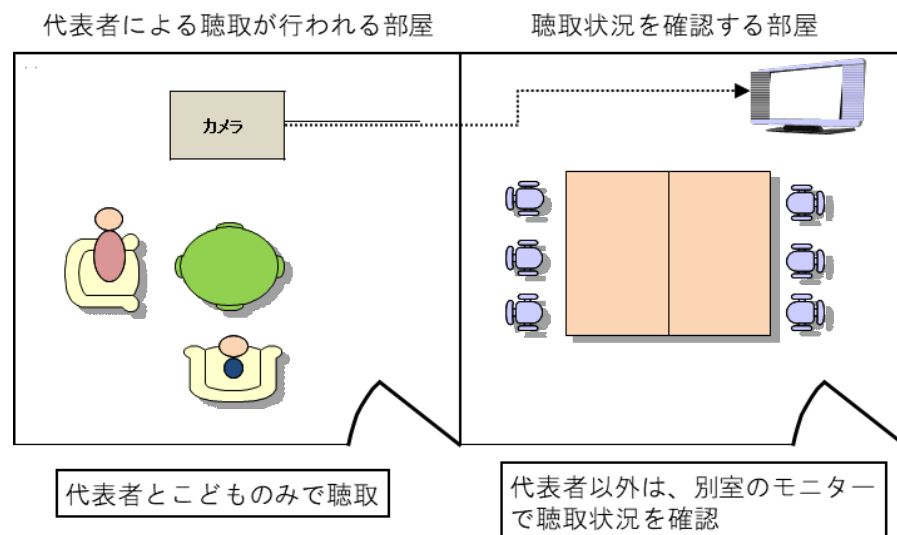
事業の目的

- 性的虐待等を受けたこどもに対して、何度も同じ内容を聞くことはこどもにとって心理的負担が大きいことや聞き取る話の信用性確保の問題から1人の面接者が1回の面接によって聴取するという手法をとることが望ましい。
- 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例などについては、検察や警察といった捜査関係者もこどもへの聴取を行うことになるが、その際も、こどもの心理的負担の軽減等のため、児童相談所、検察、警察が連携し、代表となる機関の職員が聴取を行う協同面接（いわゆる司法面接）が行われる。これらは、こどもにとって重要であるものの、代表者には、一定の講習等の受講が必要となる高度な技術が要求されることから、児童相談所における代表者の育成等の負担も大きい。そのため、協同面接を含めた被害事実確認面接等を進めるために、民間団体への委託等に係る費用や**研修受講費用、面接に必要な備品購入費用の補助を行い、面接の質の向上を図る。**

事業の概要

- ① 協同面接を含む被害事実確認面接を実施するため、面接実施に係る打ち合わせや専門の訓練を受けた面接者の派遣等の業務や心理的ケアを実施する民間団体への委託等に係る費用を補助する。
- ② 被害事実確認面接に係る研修受講費用を補助する。
- ③ 被害事実確認面接に必要なモニター等の備品購入に係る費用を補助する。

<協同面接を含めた被害事実確認面接等の実施イメージ>



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

- ①自治体1か所あたり 最大2,520千円
- ②自治体1か所あたり 90千円
- ③児童相談所1か所あたり 1,000千円

【補助率】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられた。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

事業の概要

① 研修受講費等の資格取得費用に対する補助

児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。

② 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助

こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

③ 資格取得者の配置に対する手当等の補助

児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置し、専門的な対応を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を行う。

（参考）児童養護施設等や一時保護施設に資格を有する職員を配置する場合は、措置費において、当該職員に係る加算を行う。



実施主体等

【実施主体】

- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

【補助率】

- 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
- 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/3
- 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3

【補助基準額】

- 研修受講に係る旅費 1人あたり128,000円
研修受講費（受講ルートにより異なる）
1号 187,000円 2号 236,000円
3号 258,000円 4号 346,000円
代替職員を確保するための雇上費 1日あたり8,620円
- 1日あたり8,620円
- 240千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、
 - ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままならないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
 - ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援が受けられないため、自立に向けた就学・就労の準備をしたい
 など、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。
- こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。 ※①及び②の基本相談は必須、その他は加算対応

①宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供

こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯（自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯（23時頃まで）を想定）の利用が可能な居場所（数日～2か月程度）を提供する。



②基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供

①を利用するこども・若者に対し、基本相談（現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応）、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】1か所当たり 基本分：17,735千円、加算分：23,243千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

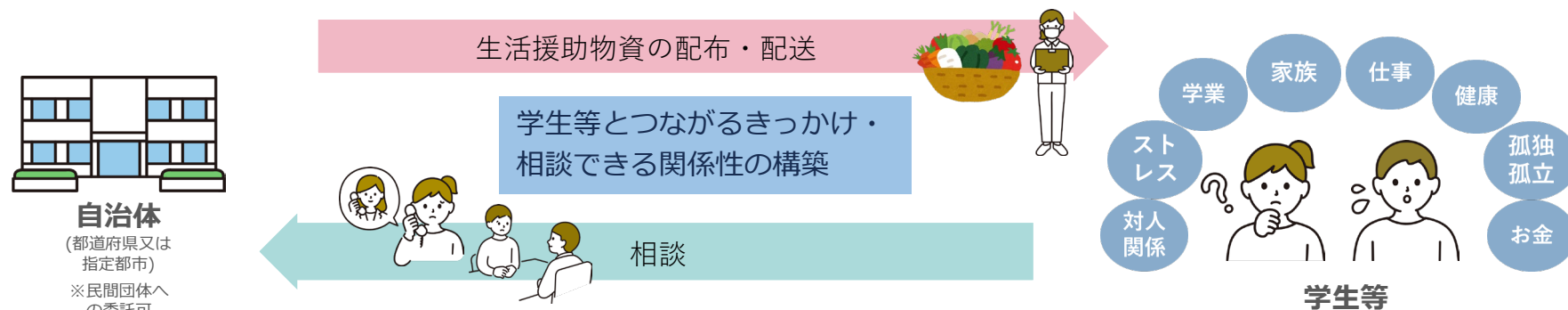
親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付等に基づく生活援助物資をアウトリーチ型で配布すること等により、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、生活援助物資の配布等をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした取組に対し補助を行うことで、こども・若者支援の機会の充実を図る。

事業の概要

①生活援助物資の配布・配送及び②相談支援を実施することを通じ、自治体・支援機関等が困難に直面する学生等とつながりを持ち、学生等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

【具体的方法】

- ①：フードパントリー等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ②：配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談等



実施主体等

【実施主体】都道府県または指定都市（民間団体への委託可）

【補助率】国：1／2、都道府県、指定都市：1／2

【補助単価】都道府県：78,774千円、指定都市：47,445千円

＜児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）＞ 令和7年度予算案 1,591億円（1,485億円）
令和6年度補正予算 84億円

事業の目的

- 児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁する里親等や児童養護施設等へ入所の措置等に要する費用の一部を国が負担することにより、要保護児童を保護・養育することを目的とする。

事業の概要

- 里親等へ委託の措置や児童養護施設等へ入所の措置等を行った際に、里親等や児童養護施設等に対して、その措置等に要する費用として都道府県等が支弁した措置費等の一部を負担する。

【主な拡充内容】

◇幼稚園費の対象拡大

里親等に委託した児童が幼稚園に通う際に必要となる費用を支弁している「幼稚園費」を拡充し、保育所等に通う際に必要となる費用についても対象とする。

◇障害児里親等支援体制強化加算の創設

里親支援センターが、障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行った場合の加算を創設する。

◇令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の人件費の改定

児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を令和7年度においても引き続き実施する。

＜令和6年度補正予算＞

○令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の人件費の改定

児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う。

実施主体等

【対象施設等】

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所 等

【実施主体】

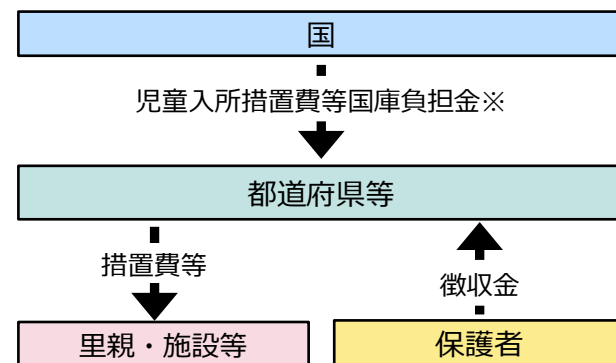
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】

国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2

（上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）



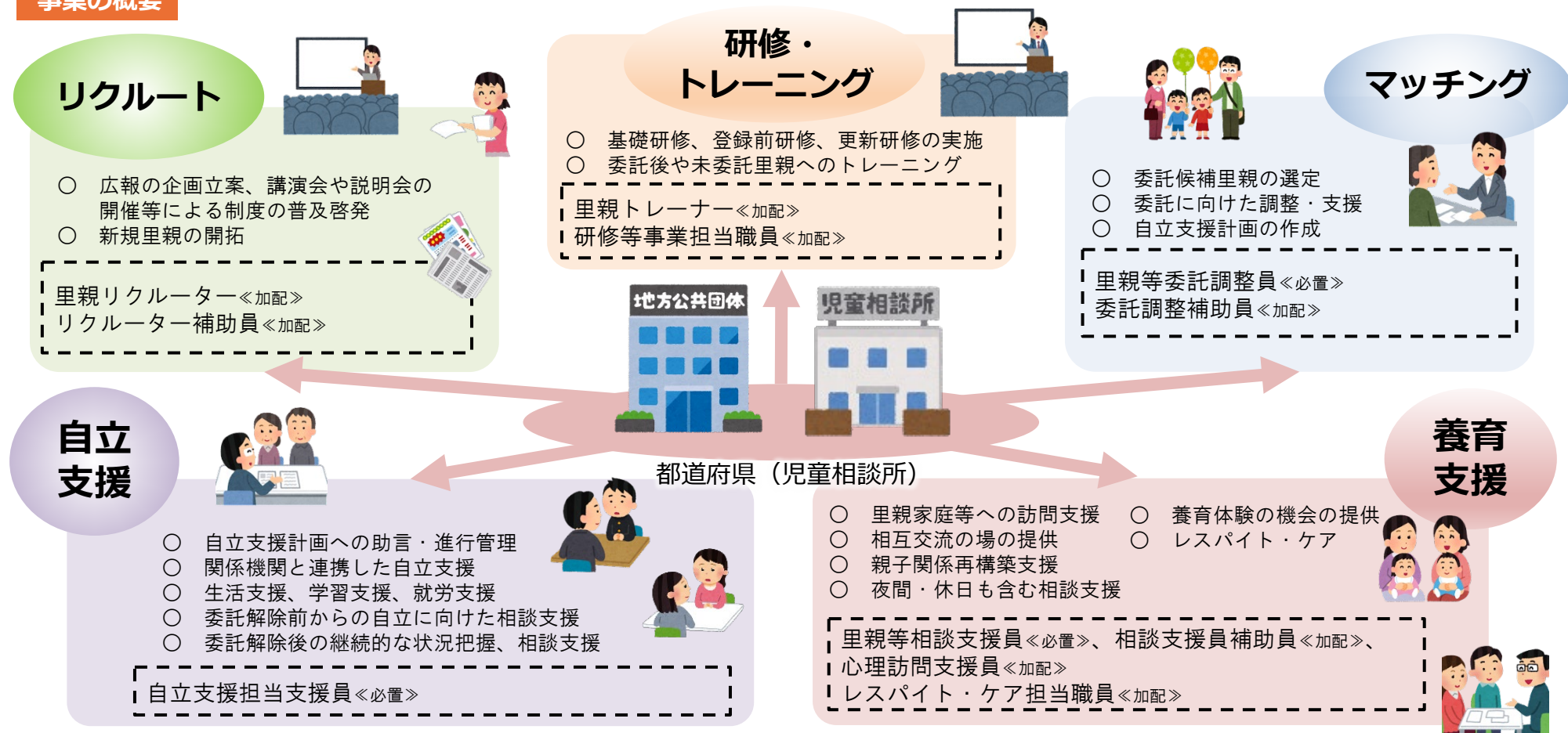
※国は措置費等から徴収金を差し引いた金額の1/2を負担

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）
令和6年度補正予算 0.6億円

事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

事業の概要



＜拡充内容＞ 障害児里親等に対する支援の強化、市町村連携コーディネーター補助員の加配を行い、里親等委託の更なる推進を図る。

事業の概要

○現行の里親養育包括支援（フォスタリング）事業について、以下の内容を拡充する。

（１）障害児里親等支援体制強化事業《新規》

障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図る。

併せて、養子縁組における障害児支援体制の構築を図るため、養親希望者等に対する支援を行う。

※フォスタリング機関、里親支援センター（養子縁組包括支援事業）が対象。

※現行の「障害児里親等委託推進モデル事業」を一般事業化。それに伴い当該モデル事業は令和６年度末で終了する。

（２）市町村連携コーディネーター補助員の配置（「市町村連携加算」の拡充）《拡充》

市町村と密に連携し、市町村の広報手段や行事等を活用することで、よりターゲットを絞ったきめ細かなリクルート活動の実施、地域の子育て支援の資源としての里親家庭の活用等を図ることを目的に、市町村連携コーディネーターを補助する職員（以下「市町村連携コーディネーター補助員」という。）を配置する。

併せて、養子縁組の理解を深めるため及び養親希望者を増やすため等を目的として市町村と連携する場合に、市町村コーディネーター補助員を配置する。

※フォスタリング機関、里親支援センター（里親支援センター体制強化事業、養子縁組包括支援事業）が対象。

※現行の「里親等委託推進提案型事業」で得られた取組事例をもとに一般事業化。それに伴い当該提案型事業は令和６年度末で終了する。

○「里親委託加速化プラン」及び「里親養育包括支援促進事業」について、令和６年度末で終了する。《見直し》

＜令和６年度補正予算＞

○共働き家庭里親等支援強化事業

共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 （１）１か所当たり 2,309千円

※拡充分 （２）１か所当たり 1,876千円

【補助割合】 国：１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２

＜児童虐待防止対策等総合支援事業＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

養子縁組民間あっせん機関に対して、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図る。

事業の概要

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業・・・受講者1人当たり 57千円
養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助
- ii 第三者評価受審促進事業・・・1か所当たり 321千円
養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

②養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

- i 養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）・・・1か所当たり 11,245千円
児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築
- ii 障害児等の支援・・・1か所当たり 3,319千円
障害児や医療的ケア児など特別な支援を要するこどもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築
- iii 心理療法担当職員の配置による相談支援・・・1か所当たり 6,499千円
心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築
- iv 高年齢児等への支援<拡充>・・・1か所当たり 3,354千円
社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築
- v 資質向上事業<拡充>・・・1か所当たり 1,954千円
養子縁組民間あっせん機関同士や児童相談所との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る
⇒モデル事業として、年度毎に補助対象とする機関を採択する仕組みの見直しを行い、「高年齢児等への支援体制構築モデル事業」及び「資質向上モデル事業」を一般事業化する。

③養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- ・ 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業・・・1か所当たり 6,499千円（弁護士等配置する場合、1か所当たり 2,235千円加算）
養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築
また、こどもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置した場合、加算

④養親希望者手数料負担軽減事業<拡充>・・・1人（世帯）当たり 600千円

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減
⇒養親希望者の負担軽減を図るため、手数料負担額を見直す。

実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2
- 【実施要件】 ③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

＜里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金＞ 令和7年度予算案 2.1億円（2.1億円）

事業の目的

里親制度及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やす。

事業の概要

（1）里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発＜拡充＞

潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ、具体的かつ効果的な広報啓発を実施。

より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布。

⇒企業に対する里親制度の社会的認知度を向上させるための広報啓発の実施。

（2）里親制度及び特別養子縁組制度に関する特設サイトの開設

里親制度及び特別養子縁組制度について、それぞれの特設サイトを展開し、広く普及啓発を行うとともに、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。

（3）都道府県等と連携した広報

都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことができるよう、（1）の分析を踏まえ、都道府県等と連携した広報を実施。

＜ニーズの把握・分析を踏まえた広報啓発＞

- ・ ニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ具体的かつ効果的な広報啓発を実施



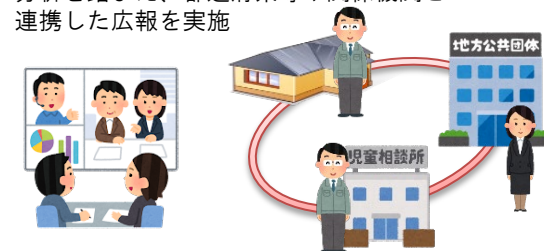
＜特設サイトの開設＞

- ・ それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供



＜都道府県等と連携した広報＞

- ・ 分析を踏まえ、都道府県等や関係機関と連携した広報を実施



実施主体等

【実施主体】	民間団体（公募により選定）
【補助基準額】	214,378千円（R6年度 210,626千円）
【補助割合】	定額（国：10／10相当）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）
令和6年度補正予算 2億円

事業の目的

児童養護施設等における小規模なグループによるケアの実施など、こどもの養育環境の改善を図るための改修や、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修に係る経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。

事業の概要

（1）児童養護施設等の環境改善事業

- 入所児童等の生活環境改善事業
 - 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
 - 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助
- ファミリーホーム等開設支援事業
ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助
- 児童家庭支援センター開設支援事業
既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助
- 耐震物件への移転支援事業
耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

（2）地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

（3）児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

- 児童相談所でこどもの心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- 一時保護所でこどもの生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

＜令和6年度補正予算＞

- 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設された里親支援センターの改修費並びに社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。
- 里親の負担軽減を図るための都道府県等による里親身分証明書が発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。
- 熱中症防止対策を図るため、新たに壁掛けエアコンを導入する際に要する経費を補助する。
- 性被害防止対策を図るため、パーテーション、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

実施主体

- 都道府県、市町村
- 市町村
- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）

補助基準額

- ＜3. 以外＞ 1か所当たり：800万円
 ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
 ※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算
 ＜3. ＞ 1か所当たり：300万円
- 1か所当たり：800万円
- 1か所当たり：800万円

補助率

- 国：1/2（2/3（※））
 （都道府県等：1/2（1/3）、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
 （※）児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化について、令和11年度末までに確実に実施するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）
 ＜施設地域分散化等加速化プランの継続実施＞
- 国：1/2
 （指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
- 国：1/2
 （都道府県等：1/2）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

（1）児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（2）夜間業務等の業務負担軽減《拡充》

児童養護施設等において、補助者等を雇い上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。《拡充内容》妊産婦等生活援助事業所で実施する場合も新たに補助対象とする。

（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

（4）児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

（5）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化《新規》

社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難のかつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】	（1）児童指導員等となる人材の確保	1人当たり	4,534千円
	（2）夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり	4,534千円
	（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり	547千円
	（4）児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり	5,532千円
	（5）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化	1か所当たり	1,606千円

【対象施設等】

- （1）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）
- （2）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所
- （3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム
- （5）社会的養護自立支援拠点事業所

※（4）については都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村で実施

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

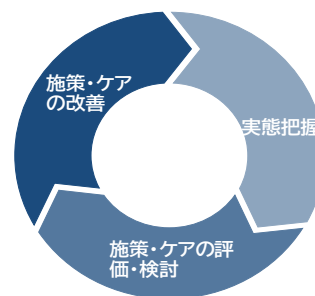
事業の目的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う。

事業の概要

社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会（社会的養護自立支援協議会）の開催に必要な費用の支援を行う。

＜実態把握のサイクル＞



＜自立支援に必要な関係機関の協議会＞



実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1 自治体当たり 3,100千円

【補助割合】

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

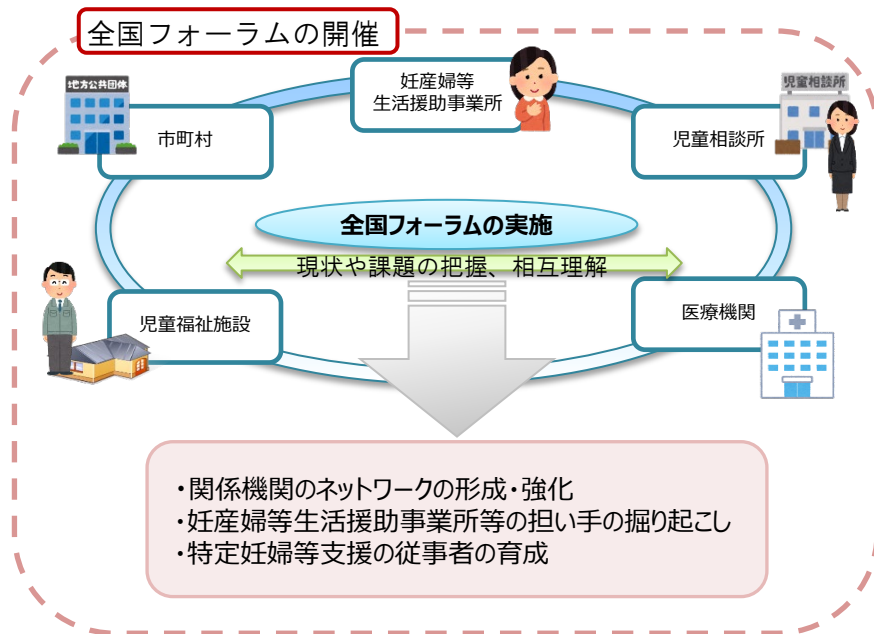
＜特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和7年度予算案 16百万円（－百万円）

事業の目的

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）への支援についての課題等を把握・共有することで、特定妊婦等への理解をより深め、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができる社会の実現を図る。

事業の概要

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関を対象に、全国フォーラムを実施し、関係機関で特定妊婦等への支援についての課題等を把握・共有することで、関係機関のネットワークの形成・強化を図るとともに、妊産婦等生活援助事業所等の担い手の掘り起こし、特定妊婦等支援に従事する職員の育成を行う。



実施主体等

- 【実施主体】 民間団体（公募により選定）
- 【補助基準額】 16,005千円
- 【補助割合】 定額（国：10／10相当）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実に図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。

事業の概要

（1）児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業【拡充】

⇒補助対象に児童自立生活援助事業所（Ⅱ型）、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所を追加

① 短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実に図る。（おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定）

② 長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。

③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修

児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

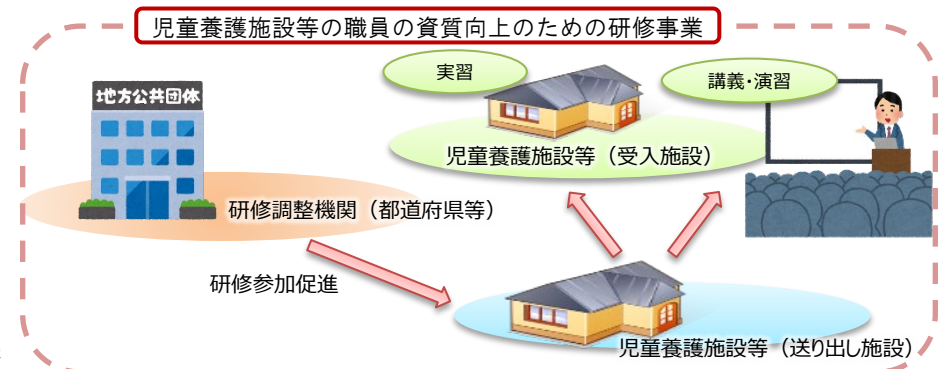
（2）児童養護施設等の職員人材確保支援事業

① 実習生に対する指導

児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。

② 実習生の就職促進

実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。



（3）児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業【新規】

児童養護施設等の人材確保を支援するため、例えば課題分析・解決などについて、人事コンサルタントを活用するなど児童養護施設等の人材確保の推進に係る取組や児童養護施設等の人材定着を支援するため、例えば児童養護施設等の業務改革に向けた助言又は指導を行うためのコンサルタントによる巡回に係る取組など自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行う。

（4）児童養護施設等への就職促進支援事業【新規】

就職相談会や施設見学会の開催等による児童養護施設等の職員の確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】	（1）①宿泊あり	1人当たり	133千円
	宿泊なし	1人当たり	73千円
	②送り出し施設	1人当たり	1,055千円
	受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216千円
	調整機関事務費	1自治体当たり	2,992千円
	③1自治体当たり（各施設種別単位）		2,707千円
	（2）①受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
	②受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
	（3）1自治体当たり		4,200千円
	（4）1自治体当たり		450千円

【補助割合】（3）以外 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

（3）国：10/10

【対象施設】

（1）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、都道府県等が適当と認める施設（※）

（※）長期研修の際、職員を実践研修先として受け入れる場合に限る。

（2）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設

（3）、（4）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

（※）（3）（4）については開設前の施設等も対象とする。

【実施要件】

（3）の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

（1）児童家庭支援センター設置運営事業

- ・ 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
- ・ こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

⇒ こども家庭センターとの連携強化や地域のこども家庭支援の取組を推進するため、地域支援連携担当職員の配置を支援する。

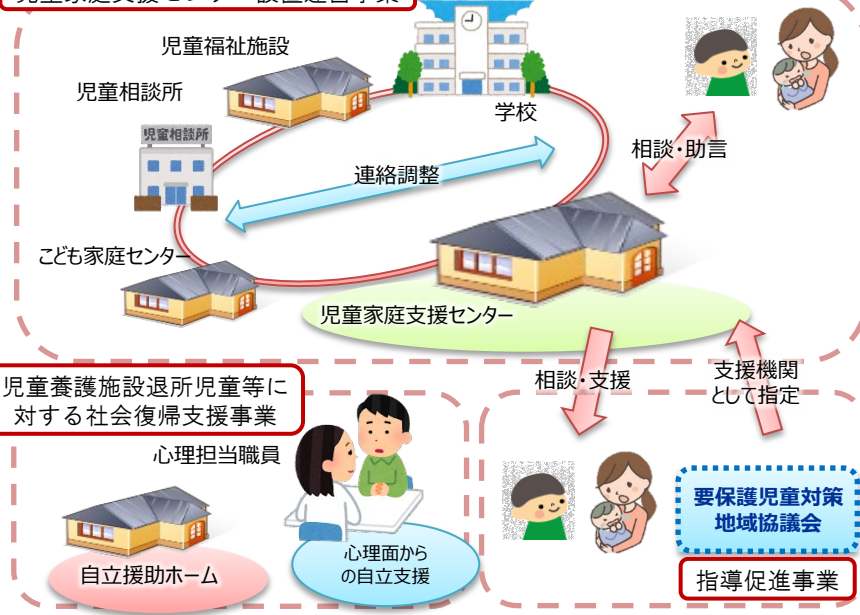
（2）児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

（3）指導促進事業

市町村の要保護児童対策地域協議会において、児童家庭支援センター等が主たる支援機関とされた場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

児童家庭支援センター設置運営事業



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】 （1）児童家庭支援センター運営事業

①常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	12,546千円	※ 対応件数に応じて事業費等も補助
②非常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	8,283千円	
③法的問題対応加算	1 か所当たり	360千円	
④児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算	1 か所当たり	547千円	
⑤地域連携担当職員加算	1 か所当たり	2,372千円	

（2）児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業 1 か所当たり 1,069千円

（3）指導促進事業 1 件当たり（月額） 114千円

令和7年度予算案 67億円 + 令和6年度補正予算 138億円（5か年加速化対策分含む）
（令和6年度当初予算67億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設		
①通常整備				
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	・助産施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・乳児院 ・母子生活支援施設	・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所	・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備				
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備			

<令和6年度補正予算により実施する拡充事項>

- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費を要求する。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、耐震化整備等に確保する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

障害児支援・医療的ケア児支援等

令和7年度予算案 4,871億円（4,690億円）

事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児通所措置費・給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用を負担する。

事業の概要

（１）障害児入所（通所）措置費

都道府県等が支弁する障害児入所措置費及び障害児通所措置費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所措置費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用

※障害児通所措置費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用

（２）障害児入所（通所）給付費

都道府県等が支弁する障害児入所給付費及び障害児通所給付費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用

（３）障害児相談支援給付費

障害児の通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成や見直しをするために必要な額を要求するもの。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【負担割合】 入所部分（国1／2、都道府県1／2）、通所部分（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

【要求額の内訳】

- | | |
|------------------|------------------------------|
| （１）障害児入所（通所）措置費： | 17,097,795千円（16,201,404千円） |
| （２）障害児入所（通所）給付費： | 460,300,997千円（443,513,949千円） |
| （３）障害児相談支援給付費： | 9,685,965千円（9,288,851千円） |

令和7年度予算案 54億円（54億円）

事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児通所措置（給付）医療費及び障害児入所措置（給付）医療費に要する費用を負担する。

事業の概要

（１）障害児入所（通所）措置医療費

都道府県等が支弁する障害児通所措置医療費及び障害児入所措置医療費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所措置医療費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用のうち、医療に係るもの

※障害児通所措置医療費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援と併せて肢体不自由児通所医療を提供した場合に要する費用

（２）障害児入所（通所）給付医療費

都道府県等が支弁する障害児通所給付医療費及び障害児入所給付医療費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付医療費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用のうち医療に係るもの

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【負担割合】入所部分（国1／2、都道府県1／2）、通所部分（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

【要求額の内訳】

- （１）障害児入所（通所）措置医療費： 1,149,800千円（1,152,189千円）
- （２）障害児入所（通所）給付医療費： 4,230,736千円（4,239,527千円）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等

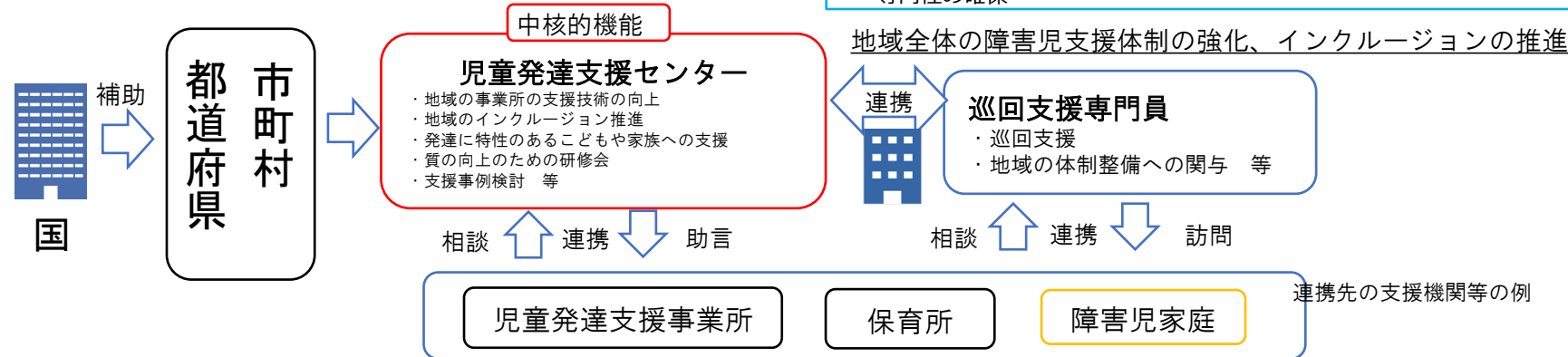
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- 児童発達支援センターの職員の質の向上
- 地域の事業所の支援技術の向上
- 地域のインクルージョン推進のための事業 **【拡充】**
- 発達に特性のあるこどもと家族のサポートの事業 **【拡充】**
- 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- 巡回等の活動計画の作成
- 巡回等支援
- 戸別訪問等
- 関係機関との連携
- 地域の体制整備への関与
- 専門性の確保



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国 1/2、市町村 1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

(都道府県事業) 国 1/2、都道府県 1/2

【補助基準額】

① 児童発達支援センターの機能強化等

- 児童発達支援センターの機能強化 センター1箇所当たり 7,301千円
- 地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進 センター1箇所当たり 3,305千円
- 母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援の推進 センター1箇所当たり 1,445千円

② 巡回支援専門員整備

1市町村当たり 5,572千円

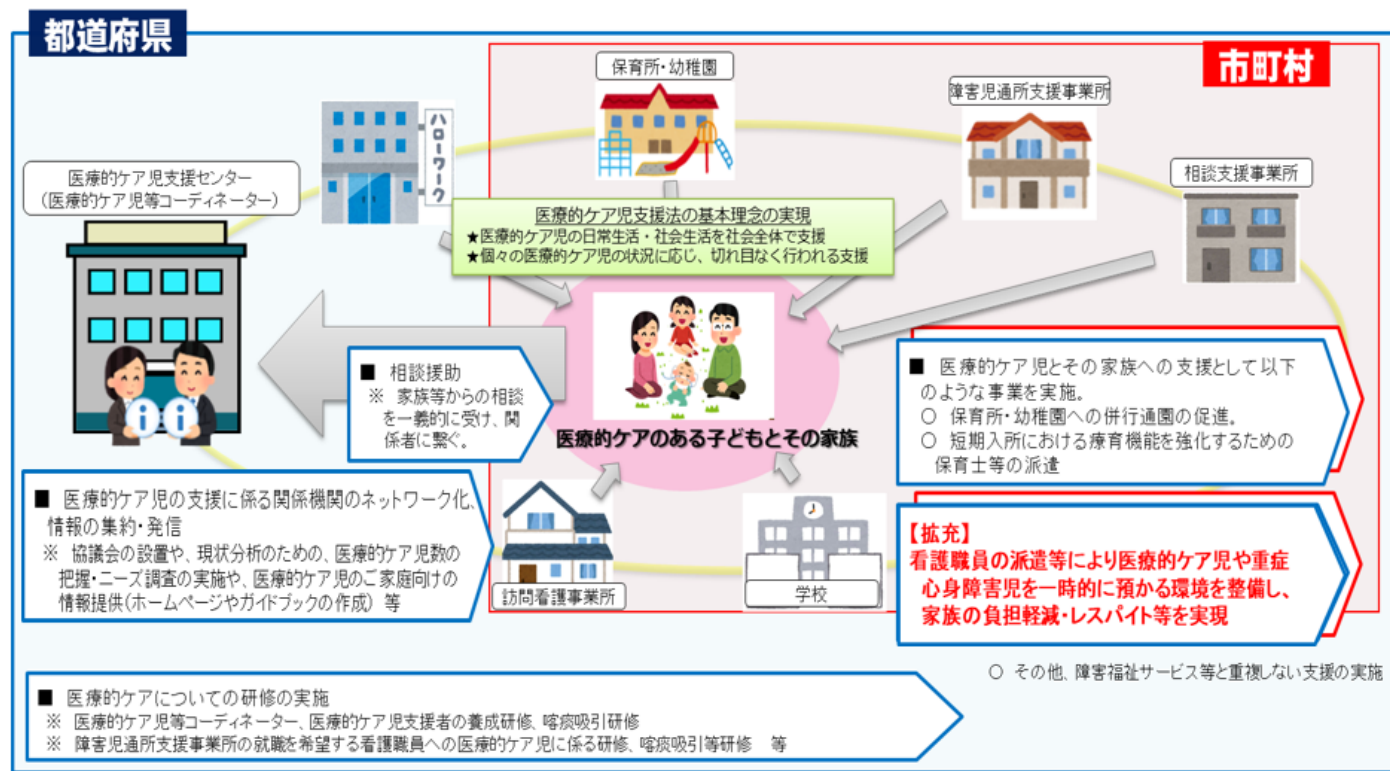
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

事業の概要

- 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援、医療的ケア児を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



実施主体等

【実施主体】	都道府県・市町村	※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ
【負担割合】	国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2	
【補助基準額】	医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合	1 都道府県当たり 8,625千円（2人目以降、1人につき5,044千円を加算）
	医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合	1 自治体当たり 5,141千円
	一時預かり	1人当たり180千円
	環境整備	1 自治体当たり 500千円

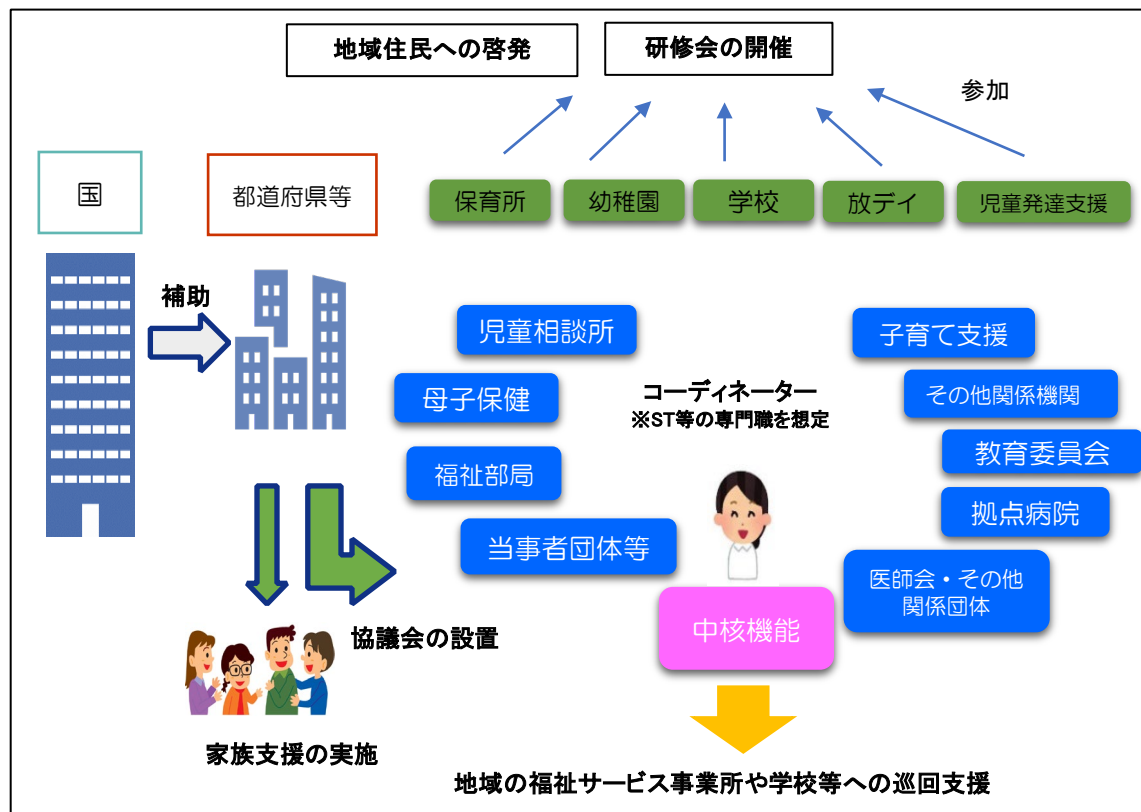
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

事業の概要

- 聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保し、1～5の事業を実施する。
- 1.聴覚障害児に対応する協議会の設置**
医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場を設置し地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。
 - 2.聴覚障害児支援の関係機関の連携強化**
医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める。
 - 3.家族支援の実施**
 - 家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。
 - 聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。
 - こどもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。
 - 4.巡回支援の実施**
保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する等して聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。
 - 5.聴覚障害児に関する研修・啓発**
保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対する聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

【補助基準額】 1 都道府県・指定都市当たり 17,000千円

1 中核市当たり 7,000千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

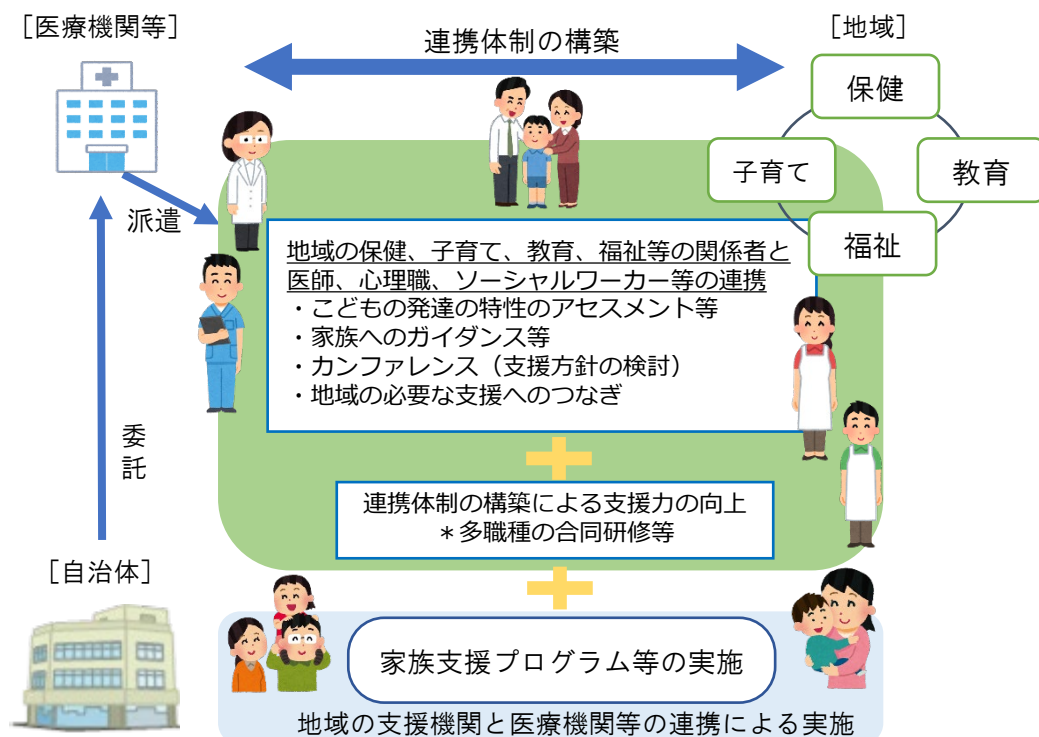
- 近年のこどもの発達の特性の認知の社会的広がりにより、幼少期の間に発達支援につながるようになってきた一方で、こどもの発達の特性への対応を専門とする医師の不足等が要因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数カ月も待たされる中で、スムーズに支援につながらないという実情がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談と家族支援の機能を強化することで、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を進める。

事業の概要

- 発達に特性のあるこどもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と、こどもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもと家族が相談しやすい場所において、こどもの発達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。
また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- こどもの発達の特性のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、医療受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- こどもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等、障害児通所事業所の関係者等とのカンファレンスを実施することを通して、こどもの発達特性の見立てを共有し、市区町村の社会資源に応じて、どこで、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上（多角的な視点での見立てや支援）を図る。
- 家族へのこどもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市

【負担割合】国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

【補助基準額】 1 都道府県当たり	8,500千円
1 指定都市当たり	7,700千円
1 中核市・特別区又は保健所政令市当たり	4,500千円